小鹿野町過疎地域持続的発展計画

（案）

（令和３年度～令和７年度）

埼玉県秩父郡小鹿野町

１　基本的な事項　‥‥‥　４
（１）小鹿野町の概況
（２）人口及び産業の推移と動向
（３）行財政の状況
（４）地域の持続的発展の基本方針
（５）地域の持続的発展のための基本目標
（６）計画の達成状況の評価に関する事項
（７）計画期間
（８）公共施設等総合管理計画等との整合
２　移住・定住・地域間交流の促進、人材育成　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　19
（１）現況と問題点
（２）その対策
（３）事業計画
（４）公共施設等総合管理計画等との整合
３　産業の振興　‥‥　23
（１）現況と問題点
（２）その対策
（３）事業計画
（４）産業振興促進事項
（５）公共施設等総合管理計画等との整合
４　地域における情報化　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　33
（１）現況と問題点
（２）その対策
（３）事業計画
（４）公共施設等総合管理計画等との整合
５　交通施設の整備、交通手段の確保　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　36
（１）現況と問題点
（２）その対策
（３）事業計画
（４）公共施設等総合管理計画等との整合
６　生活環境の整備　‥‥　44
（１）現況と問題点
（２）その対策
（３）事業計画

（４）公共施設等総合管理計画等との整合
７　子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進　･･･　50
（１）現況と問題点
（２）その対策
（３）事業計画
（４）公共施設等総合管理計画等との整合
８　医療の確保　･･･　55
（１）現況と問題点
（２）その対策
（３）事業計画
（４）公共施設等総合管理計画等との整合
９　教育の振興　･･･　58
（１）現況と問題点
（２）その対策
（３）事業計画
（４）公共施設等総合管理計画等との整合
10　集落の整備　･･･　64
（１）現況と問題点
（２）その対策
（３）事業計画
（４）公共施設等総合管理計画等との整合
11　地域文化の振興等　･･･････････････････････････････････････　66
（１）現況と問題点
（２）その対策
（３）事業計画
（４）公共施設等総合管理計画等との整合
12　再生可能エネルギーの利用の推進　･･･････････････････････　69
（１）現況と問題点
（２）その対策
（３）事業計画
（４）公共施設等総合管理計画等との整合
13　その他地域の自立促進に関し必要な事項　･･･････････････　71
（１）現況と問題点
（２）その対策

（３）事業計画
（４）公共施設等総合管理計画等との整合
事業計画（令和３年度～令和７年度）過疎地域持続的発展特別事業分 74

小鹿野町過疎地域持続的発展計画

１　基本的な事項

（１）小鹿野町の概況

ア　自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

①位置、地勢

本町は、埼玉県の北西部に位置し、秩父盆地のほぼ中央にあり総面積は１７１．２６ｋ㎡で、県庁所在地であるさいたま市までは、おおむね７０ｋｍの距離にある。大部分が山に囲まれ、平坦地は町域の東側部分にあり、そのほぼ中央に市街地が形成されている。西側部分は藤倉川、赤平川とその支流の薄川・小森川流域の山間に集落が点在している。

気候は、気象庁秩父特別地域気象観測所のデータによると、令和２年（２０２０年）の平均気温は１４．２度、年間降水量は１，５４２．０ｍｍであり、地区のほとんどが山間地や盆地であるため、最高気温は８月に記録した３８．５度、最低気温は２月に記録した氷点下７．３度と寒暖差の大きい内陸性気候である。

また、日本百名山の両神山を中心とした秩父多摩甲斐国立公園や県立両神自然公園、日本の滝百選に選ばれた丸神の滝のある県自然環境保全地域、名峰二子山を擁する県立西秩父自然公園などの豊かな自然に恵まれた地域である。

②歴史

本町の歴史は古く、縄文時代草創期の遺跡が確認され、１万２千年前から人々が生活したことを伝えている。それに続く縄文時代早期から晩期（１万年前～３千年前）の遺跡は町内各地に点在し、中部地方や関西・東北地方とも交流していたことを示す土器も出土している。

歴史上はじめて小鹿野の地名がみられるのは、千年前の平安時代に編纂された「倭名類聚抄」に記された巨香郷「(おかのごう)」と考えられ、８百年前の鎌倉時代、本町には武蔵武士の小鹿野氏が館を構えていた。江戸時代には町域全体が幕府領になり、秩父地域では大宮郷（秩父市）に次ぐ市（いち）として繁栄し、江戸との交流も盛んに行われ、小鹿野歌舞伎など独自の文化を数多く創出し伝承してきた。

小鹿野村は、明治２年に小鹿野町と改称され、その後、明治２２年に小鹿野町と下小鹿野村、伊豆澤村が合併、昭和３０年代に小鹿野町と長若村、三田川村、倉尾村が合併し旧小鹿野町となり、両神地区においては、明治２２年小森

村と薄村が合併し旧両神村となった。さらに平成１７年１０月１日に旧小鹿野町と旧両神村が合併し、現在の小鹿野町となっている。

③社会的条件

主要道路は、本町を東西に横断する国道２９９号と南北に縦断する主要地方道皆野両神荒川線が基幹道路となっている。

秩父地域では、関越自動車道（花園ＩＣ：埼玉県深谷市）と中央自動車道（山梨県甲府市）を結ぶ地域高規格道路西関東連絡道路の建設が進められている。

公共交通機関では、町営バス３路線、民間バス３路線及びデマンド型乗合タクシーが運行され、西武鉄道、秩父鉄道の各最寄り駅にも接続をしている。

④経済的条件

第１次産業は、主に農業が営まれているが、総面積の８３％を山林・原野が占め、狭小な農地が多いため、現在では、小規模で零細な兼業農家が多い。しかし、地勢を活かした地域の特産品（花卉、あんぽ柿、かぼす）や施設園芸が盛んであり、ブランド化された「秩父きゅうり」は市場でも高く評価されている。

第２次産業は、町内の工業用地を中心に誘致企業や古くからの町工場などがあり、町内の雇用を支えている。新たな企業進出については、地理的条件や基盤整備が十分でないことなどから困難な状況である。

第３次産業は、町の中心部の形成により発展した個人商店型から、広い駐車場を兼ね備えた郊外の企業型小売店へとシフトしており、個人商店の店舗数は減少が続いている。観光については、年間約３４万人（平成２７年～令和元年の平均）の入込観光客があったが、秩父ミューズパーク・町内の温泉等観光施設利用やドライブ・ハイキングなど、日帰り観光客が大部分を占めている傾向である。

イ　過疎の状況

本町の人口は昭和３５年から昭和４５年にかけて急激な減少があったが、昭和４５年以降はその人口を維持し、横ばい傾向であった。しかし、昭和６０年頃以降は再び減少傾向に転じ、その後は減少の一途を辿っている。

このように本町は、人口減少が緩やかになった時期もあったが、近年再び人口減少に拍車がかかっている状況である。両神地区においては、昭和４５年に過疎地域対策緊急措置法により過疎地域の指定を受け自立促進の取り組みを推

進している。小鹿野町全域については、平成２年には１５，９１９人だった人口は、平成２７年には１２，１１７人となり、減少率が２３．８８％と過疎地域自立促進特別措置法の定める基準を上回り、平成２９年４月に本町の全域が過疎地域に指定された。

進学や雇用の機会を求め大都市圏へ若い世代が転出することに起因する社会減や出生数から死亡数を差し引いた自然増減のどちらにおいても平成１８年以降一貫してマイナスとなっており、出生率の大幅な増加も見込めないため、引き続きこの減少傾向は続くものと予測される。

ウ　社会的、経済的発展の方向

埼玉県５か年計画においては、国道１４０号等道路網の整備及び農林業の振興などが掲げられている。道路網の整備は、地域経済の発展に大きな影響を与える。

平成１０年には、秩父地域住民の悲願だった国道１４０号雁坂トンネルが開通し、山梨県側へ通じたことによって秩父圏域の交通体系は飛躍的に広域化した。さらに、平成３０年に地域高規格道路西関東連絡道路が国道２９９号の秩父上蒔田まで開通するなど、さらなる延伸が望まれている。

産業・観光振興の可能性が従来に増して高まっていることから、今後は、秩父広域圏を環状に結ぶ道路ネットワークを整備した秩父地域全体の振興を図る必要がある。

こうした観点から重要な路線と考えられるのが主要地方道皆野両神荒川線であるが、起終点とも国道１４０号に接続しているにもかかわらず、起点部の皆野町側では狭あいな上、道路境界が不明確な部分も多くなっている。終点部の秩父市荒川地区は、道路改良が進められている状況ではあるが、早期に全線改良が出来るよう、今後も関係市町と連携し要望活動を実施する。

現在、整備が進められている西関東連絡道路の開通により、皆野方面、荒川方面へのアクセス面での向上も図られるものと期待される。

また、「西関東連絡道路」が国道２９９号の秩父市蒔田まで開通したことで、関越自動車道花園ＩＣから小鹿野町など西秩父地域へのアクセスは向上したが、長尾根丘陵が障害となり、秩父市街地へは直接アクセスすることができず、秩父市街地から西秩父地域との往来において大きく迂回する必要が生じている。

そのため、一般国道１４０号皆野秩父バイパスと秩父市街地を直結し、さらに秩父市街地と小鹿野方面との連携を強化する一般国道１４０号（仮称）長尾根バイパス（長尾根丘陵のトンネル開削含む）を「西関東連絡道路」の一部と

して事業化できるよう要望するものとする。

倉尾地区及び両神地区の動脈である一般県道藤倉吉田線、両神小鹿野線及び薄小森線の３路線についても引き続き改良整備を要望する。なお、袋小路状態にある両神地区の両路線を連絡し、さらには隣接する秩父市につながる広域林道の整備を促進することで、森林資源の活用並びに地域の自立促進を図っていく必要がある。

（２）人口及び産業の推移と動向

ア　人口の推移と動向

国勢調査による本町の人口は、昭和３５年には１８，７２３人であったものが、昭和４５年１６，４７７人、昭和６０年１６，１１８人、平成２年１５，９１９人、平成１７年１４，４７９人、平成２７年１２，１１７人となり、昭和６０年から平成２７年までの３０年間で４，００１人減少し、減少率は２４．９％となっている。

特に、平成２２年から平成２７年の５年間は１，３１９人減少と減少率は高くなっている。平成２８年以降も同様の減少率となっており、今後においてもその傾向は続くものと見込まれる。

次に、年齢階層別人口の推移では、０歳から１４歳の年少人口は、昭和６０年から平成２７年までの３０年間で２，２２２人が減少し減少率６１．９％と大幅に減少している。

また、１５歳から６４歳の生産年齢人口についても昭和６０年以降減少を続け、平成２７年までの３０年間で３，４５４人減少し、減少率は３４．０％になっている。特に生産年齢人口のうちでも、１５歳から２９歳の若年者部分の減少が著しく、減少率は４８．８％となっている。一方、６５歳以上の高齢者人口は、昭和６０年から平成２７年までの３０年間で１，６７４人増加し、１７０．８％の増加率となっている。

高齢化率においても、昭和３５年の８．４％から平成２７年において３３．３％と大幅に上昇している。

若年世代の都市部等への流出や非婚化などによる出生数の減少と団塊の世代を中心とした高齢化に伴い、少子・高齢化の傾向は、今後も続くものと思われる。

表１－１（１）　人口の推移（国勢調査）

区　　分	昭和３５年	昭和４０年		昭和４５年		昭和５０年		昭和５５年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総　　数	人 18,723	人 17,432	% -6.9	人 16,477	% -5.5	人 16,389	% -0.5	人 16,190	% -1.2
0歳～14歳	6,515	5,497	-15.6	4,379	-20.3	4,011	-8.4	3,774	-5.9
15歳～64歳	10,627	10,142	-4.1	10,182	0.4	10,298	1.1	10,249	-0.5
うち15歳～29歳 (a)	3,641	3,159	-13.2	3,312	4.8	3,372	1.8	3,032	-10.1
65歳以上 (b)	1,581	1,793	13.4	1,916	6.9	2,080	8.6	2,167	4.2
(a)／総数 若年者比率	% 19.4	% 18.1	—	% 20.1	—	% 20.6	—	% 18.7	—
(b)／総数 高齢者比率	% 8.4	% 10.3	—	% 11.6	—	% 12.7	—	% 13.4	—

区　　分	昭和６０年		平成２年		平成７年		平成１２年		平成１７年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総　　数	人 16,118	% -0.2	人 15,919	% -2.9	人 15,628	% -1.8	人 15,061	% -3.6	人 14,479	% -9.0
0歳～14歳	3,589	-4.9	3,257	-12.1	2,828	-13.2	2,290	-19.0	1,863	-42.8
15歳～64歳	10,166	-0.8	10,003	-2.9	9,559	-4.4	9,177	-4.0	8,744	-12.6
うち15歳～29歳 (a)	2,665	-12.1	2,547	-10.1	2,543	-0.2	2,495	-1.9	2,290	-10.1
65歳以上 (b)	2,363	9.0	2,659	27.8	3,241	21.9	3,594	10.9	3,872	45.6
(a)／総数 若年者比率	% 16.5	—	% 16.0	—	% 16.3	—	% 16.6	—	% 15.8	—
(b)／総数 高齢者比率	% 14.6	—	% 16.7	—	% 20.7	—	% 23.9	—	% 26.7	—

区　　分	平成２２年		平成２７年	
	実数	増減率	実数	増減率
総　　数	人 13,436	% -16.3	人 12,117	% -16.3
0歳～14歳	1,643	-2.7	1,367	-2.7
15歳～64歳	7,849	-23.2	6,712	-23.2
うち15歳～29歳(a)	1,793	-40.4	1,365	-40.4
65歳以上(b)	3,944	4.3	4,038	4.3
(a)／総数 若年者比率	% 13.3	―	% 11.3	―
(b)／総数 高齢者比率	% 29.4	―	% 33.3	―

表１－１（２）　人口の見通し

年 区　分	2010 (H22)	2015 (H27)	2020 (R2)	2025 (R7)
自然推計	13,436	12,117	10,848	9,636
政策効果を加味した目標人口	13,436	12,117	10,848	9,768

2030 (R12)	2035 (R17)	2040 (R22)	2045 (R27)	2050 (R32)	2055 (R37)	2060 (R42)
8,502	7,461	6,458	5,488	4,520	3,718	3,064
8,823	8,013	7,338	6,798	6,398	6,123	6,000

※自然推計の２０４５年までは国立社会保障・人口問題研究所推計、２０５０年以降は町独自の推計による。

イ　産業別就業人口の推移と動向

本町の就業人口は昭和３５年に９，０２７人（国勢調査）であったものが、平成２７年には５，９９１人（国勢調査）と３３．６％減少している。産業別に見ると、昭和３５年に就業者の６２．０％が従事していた第１次産業の就業者は減少を続け、平成２７年には６．５％にまで減少している。しかし、大幅な減少は平成２年（１１．９％）までであり、それ以降は減少率が鈍化している。

第２次産業は昭和３５年に１７．６％であったが、昭和５５年に４４．９％と５割に近い割合となった。しかしその後は緩やかな減少傾向で、平成２７年には３８．７％となっている。

第３次産業は昭和３５年に２０．４％であったものが毎年増加を続け、昭和５０年に３０．３％、平成２年に３９．２％、平成１２年には４５．６％、平成２７年には５４．８％にまで増加している。

新たな企業の進出などの著しい状況変化も見込まれない状況であり、産業別就業者の割合は、今後もあまり変化なく推移するものと思われる。

農林業については、高度経済成長以降、産業構造など社会経済情勢の変革による担い手の激減期を経て、近年は高齢化や人口減少・国際化などに伴う減少が続いている。しかし、現在までに農林道等の基盤整備や新規就農者対策、農林産物直売所の設置など諸事業が実施されたことにより、地域の特産品の生産振興や販売の拡大が図られてきた。

また、近年は農林業に対する意識の変化が見られるなど、農林業の可能性を追求していく基盤は整いつつある。

第２次、第３次産業については、雇用環境の緩やかな改善が見られる中で、既存企業の振興・定着に関する支援等を図ることにより安定的な就業の場や担い手の確保など、安心できる雇用環境の創出を推進する。

空き施設の活用による企業・事業者に対する誘致の推進や観光拠点整備、広域的連携による観光事業を引き続き推進することにより雇用の拡大へとつなげる。

表１－１（３）　産業別人口の動向（国勢調査）

区　分	昭和３５年	昭和４０年		昭和４５年		昭和５０年	
	実 数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総　数	9,027 人	8,342 人	-7.6%	8,795 人	5.4%	8,046 人	-8.5%
第一次産業就業人口比率	62.0%	55.8%	—	42.0%	—	28.5%	—
第二次産業就業人口比率	17.6%	20.6%	—	33.0%	—	41.2%	—
第三次産業就業人口比率	20.4%	23.6%	—	25.0%	—	30.3%	—

区　分	昭和５５年		昭和６０年		平成２年		平成７年	
	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総　数	7,977 人	-0.9%	7,966 人	0.2%	7,840 人	-2.0%	7,837 人	-0%
第一次産業就業人口比率	20.2%	—	16.6%	—	11.9%	—	10.5%	—
第二次産業就業人口比率	44.9%	—	46.8%	—	48.7%	—	47.6%	—
第三次産業就業人口比率	34.9%	—	36.6%	—	39.2%	—	41.9%	—

区　分	平成１２年		平成１７年		平成２２年		平成２７年	
	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総　数	7,440 人	-5.1%	7,173 人	-3.6%	6,344 人	-11.6%	5,991 人	-5.6%
第一次産業就業人口比率	8.1%	—	8.9%	—	7.1%	—	6.5%	—
第二次産業就業人口比率	46.3%	—	41.4%	—	38.9%	—	38.7%	—
第三次産業就業人口比率	45.6%	—	49.7%	—	54.0%	—	54.8%	—

（３）行財政の状況

ア　行政の状況

本町の令和３年４月１日現在の行政機構は、小鹿野庁舎と両神庁舎の分庁方式により組織し、小鹿野庁舎には総務課、総合政策課、住民生活課、税務課、会計課、議会事務局が置かれ、両神庁舎には、おもてなし課、建設課、産業振興課が置かれている。なお、新庁舎（令和４年度完成予定）建設に伴い、小鹿野庁舎が解体されるため、令和３年５月から両神庁舎にて業務を行っている。

小鹿野文化センターには社会教育課、中央公民館、保健福祉センターには、保健課、福祉課、両神ふるさと総合会館には、学校教育課、両神公民館、図書館が置かれている。

また、国保町立小鹿野中央病院、衛生センター、おがのこども園、おがの保育所等に職員を配置している。職員数は２４２人で、多様化する行政ニーズに対応するため、効率的な行政運営を行い職員の適正配置に努めている。

平成３１年３月には、「文化の香り高く将来に躍動するまち」を将来像とする第２次小鹿野町総合振興計画を策定し、「小鹿野らしさ」を継承・発展させ、持続可能で躍動するまちづくりを展開している。

イ　財政の状況

本町の財政状況は、人口減少などによる町税の減収や、普通交付税の合併算定替特例措置が令和２年度で終了したことに伴う地方交付税の減少など、歳入全体での減少が見込まれている。歳出においては、老朽化した公共施設改修費の増加や建設事業などへの財源として合併特例債等の町債を発行してきたことによる公債費の増加、高齢化に伴う社会保障費の増加などが見込まれている。さらに、病院事業への財政支援や水道事業への高料金対策などについても継続的に行う必要があるため、今後も厳しい状況が続くことが予想される。

こうした中、職員定数の削減や事務事業の見直しなどの行財政改革を積極的に取り組んできており、公共施設の使用料の見直しや人件費の削減など、一定の効果は表れてきている。

また、小鹿野町公共施設等総合管理計画及びその実施計画である小鹿野町公共施設等個別施設計画（以下「公共施設等総合管理計画等」という。）や小鹿野町橋梁長寿命化修繕計画等に基づく施設の改修工事やインフラの長寿命化及び高齢化に伴う社会保障費の増加などにより、今後も多くの費用を要することが予想される。

これまで以上に行財政基盤を強化する取組は必要であり、新たな事業につい

ては有益性や有効性などの検証を積極的に行い、効果が確実に見込まれる事業に対して集中的に投資し、既存の事業については、成果等の検証を反映させた見直しや廃止を行うことで切れ目ない行財政改革に取り組んでいく。

ウ　公共施設の整備状況

小鹿野町では、これまで道路網等生活基盤の整備を中心に、教育や病院、福祉施設の整備、農業や観光を中心とした産業の振興に取り組んできた。

その結果、表１－２（２）に示すとおり地域生活の基盤となる公共施設の整備は着実に進展している。

しかし、昭和４０年代から５０年代に建設された施設等は老朽化が進み、順次、改修や建替えが必要な時期を迎えようとしている。

また、財政面においては、人口減少に伴う税収の伸び悩みや高齢化社会の進行に伴う社会福祉関連経費の増大も想定されていることから、将来的にすべての公共施設等をこのまま維持していくことは困難な状況が予測される。

そこで、公共施設等のコストと便益を最適な状態で保有・運営・維持するための全体的な取組を推進する行動計画の目標として、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するために平成２８年１２月に小鹿野町公共施設等総合管理計画を策定し、その実施計画である小鹿野町公共施設等個別施設計画を令和３年３月に策定した。

また、町の庁舎は、小鹿野庁舎が築５５年、両神庁舎が築４８年経過し、耐震性能や老朽化の問題を抱えている。

平成２８年度、２９年度には、小鹿野町役場庁舎検討委員会を設置し、庁舎整備の方向性について検討し、平成２９年８月に、町長に対し答申がされた。

町では、小鹿野町役場庁舎検討委員会による答申を踏まえ、平成３０年４月に策定した「役場庁舎整備の基本的な考え方」に基づき、小鹿野庁舎及び両神庁舎を統合した新庁舎建設を進めている。

表１－２（１）財政の状況

（単位：千円）

区　　分	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 25 年度	平成 27 年度	令和元年度
歳入総額　　A	7,541,014	7,083,487	6,776,503	7,494,939	7,305,658
一般財源	4,025,032	4,414,954	4,417,081	4,633,724	4,655,087
国庫支出金	298,146	843,306	482,517	579,640	450,086
都道府県支出金	538,617	392,840	358,685	393,001	373,616
地方債	1,012,500	597,316	523,071	913,286	812,407
うち過疎対策事業債	153,700	7,200	11,700	0	187,100
その他	1,666,719	835,071	995,149	975,288	1,014,462
歳出総額　　B	6,834,594	6,664,195	6,269,787	7,017,040	6,817,274
義務的経費	2,736,159	2,681,860	2,640,732	2,621,168	2,625,978
投資的経費	849,372	688,105	595,536	977,368	634,115
うち普通建設事業費	849,372	688,105	595,536	967,784	555,864
その他	2,943,478	3,286,060	3,013,590	3,418,504	3,336,804
過疎対策事業費	305,585	8,170	19,929	0	220,377
歳入歳出差引額					
C（A―B）	706,420	419,292	506,716	477,899	488,384
翌年度へ繰越すべき財源					
D	10,963	91,894	35,915	14,359	53,824
実質収支　C―D	695,457	327,398	470,801	463,540	434,560
財政力指数	0.38	0.39	0.35	0.35	0.34
公債費負担比率	14.5	14.4	14.4	12.4	14.4
実質公債費比率	16.0	14.1	11.5	9.0	8.2
起債制限比率					
経常収支比率	88.5	80.0	80.3	82.7	87.9
将来負担比率		63.0	32.9	27.4	29.7
地方債現在高	7,418,020	6,627,048	6,315,095	6,969,661	7,905,810

表１－２（２）主要公共施設等の整備状況

区　　分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	平成 25 年度末	平成 27 年度末	平成 29 年度末	令和元 年度末
市町村道								
改良率（%）	13.5	23.8	31.7	34.4	35.2	35.5	35.7	36.2
舗装率（%）	15.8	60.6	67.8	68.8	69.1	69.2	69.3	69.5
農　道								
延長（m）	13,911	4219.5	6416.0	7139.5	7139.5	7139.5	7169.3	7169.3
耕地１ｈａ								
当たり								
農道延長（m）								
林　道								
延長（m）	16,648	19,410	52,705	53,508	53,508	53,508	53,508	53,508
林野１ｈａ								
当たり								
林道延長（m）								
水道普及率（%）	82.7	96.6	97.2	98.9	99.5	99.3	99.3	99.3
水洗化率（%）	9.1	31.7	69.4	83.7	88.2	94.2	100	100
人口千人当たり	4.2	4.3	3.9	7.1	7.2	7.8	7.8	8.4
病院診療所の								
病床数（床）								

（４）地域の持続的発展の基本方針

本町では現在、平成３１年３月に策定した第２次小鹿野町総合振興計画前期基本計画及び各種実施計画に基づき事業を実施する。一方、小鹿野町行政改革大綱（平成１９年３月策定）及び第２次小鹿野町行政改革大綱（平成２５年１月）に基づき、財政運営の健全性と行政サービスの質の向上をめざし行政運営を行ってきた。

第２次小鹿野町総合振興計画では、「文化の香り高く将来に躍動するまち」を町の将来像とし、本町が有する文化的側面や「小鹿野らしさ」が充実しながら、経済や人の賑わいといった活力が躍動し、町民一人ひとりが持続可能で、躍動するまちの実現に向けて３本の重点目標を掲げ、新たなまちづくりに向けた各種施策を進めているところである。

重点目標は次のとおりである。

①働く場の創出

人口の減少を止めるためには、若い世代や子育て世代が地元で働きたいと感じる雇用の場の確保、産業の創出が不可欠である。

多様な働き方が可能で、自分のやりたい仕事にチャレンジしやすく、子育てをしながらでも働けるなど、働きやすい環境の整備を進める。

②安心して産み育てられるまちづくり

活力あるまちづくりには地域の子どもたちの元気な声が必要であり、安心して子どもを産み育てることができる環境をつくるために、子育て支援体制を充実させるだけではなく、地域ぐるみで子どもたちを見守り、育てる意識を育む。

③いつまでも元気で、自分らしく暮らせるまちづくり

今後、ますます進行する高齢化に伴い、要介護高齢者の介護ニーズの増加が予想され、長期的には、高齢者人口以上に生産年齢人口の大幅な減少が予測されている。少ない担い手で高齢者を支えることができるよう、将来を見通した高齢者福祉や介護サービスなどのあり方を検討し、地域全体で町民の健康づくりを促進し、一人ひとりの健康寿命を延ばし、いきいきと生活できるようサポートする。

このような中、本町においては、町の一部地域にあたる両神地区（旧両神村）が、昭和４５年に過疎地域の指定を受け、過疎対策事業を積極的に進め着実にその成果を挙げてきた。しかし、産業構造や少子高齢化による人口構造の変化と若年者層の転出による人口減少が顕在化し、平成２９年４月１日、過疎地域自立促進特別措置法に定める過疎地域として町全域が指定されるに至った。

過疎地域においては、産業の振興、安定的な雇用の増大、交通通信連絡網の確保、情報化の推進、地域間交流の促進、住民生活の安定と福祉の向上、個性豊かな地域社会の形成などが対策の目標とされている。

本町においてこれらの対策を進めるにあたっては、人口減少と少子高齢化への対応が急務となっている。

今後、持続的発展に向けた取組を展開するにあたり、現行の総合振興計画はもとより令和元年度に策定した小鹿野町まち・ひと・しごと創生総合戦略との整合性も図りながら、財政の健全性維持を基礎とした中で、若者定住と少子化対策を最重点施策として、町民ファーストを大前提に、魅力ある自然環境や地域資源を生かした積極的な産業振興策と快適な生活環境の形成により、「住みよい」「住み続けたい」町をめざすものである。

（５）地域の持続的発展のための基本目標

第２次小鹿野町総合振興計画では、５つの基本目標として「①人口減少にまけない　小さくても輝き続けるまち、②本町の自然や特性を活かした地域経済の創生、③かがやく未来へ　おがの人づくり、④すべての世代に配慮された社会保障の充実、⑤快適で安心して暮らせる環境の整備」を定めている。

本計画においては、若い世代を中心として、安心して働くことができるための産業の創出、希望に応じた結婚・出産・子育て・働き方ができる環境づくり いつまでも安心して暮らすことができるまちを基本目標とし、人口目標を２０２５年度（令和７年度）に１１，０００人とし、持続的な開発目標（ＳＤＧｓ）の理念や方向性を踏まえて取り組むこととする。

（６）計画の達成状況の評価に関する事項

計画の達成状況の評価について、毎年度公表することとする。

（７）計画期間

計画期間は、令和３年４月１日から令和８年３月３１日までの５箇年間とする。

（８）公共施設等総合管理計画との整合

小鹿野町公共施設等総合管理計画では公共施設等の管理に関する基本的な考え方として、「①点検・診断及び安全確保の実施方針、②維持管理・修繕・更新等の実施方針、③耐震化及び長寿命化の実施方針、④統合や廃止の推進方針を掲げている。

今後、公共施設等の更新や改修の時期を迎え、多額の財政需要が見込まれる状況にある。人口減少や少子高齢化の進行等によって、社会構造や住民ニーズは施設の建設当時と大きく変化し、公共サービスのあり方を見直す必要性がある。

そこで、小鹿野町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、将来にわたって住民への行政サービスが真に効果的に提供できるよう、施設担当部局間や隣接市町等との連携、協働、情報共有、各施設の状況把握等に努めるほか、経営的な視点を取り入れながら総合的かつ計画的な管理運用を推進し財政負担の軽減に努める。

２　移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

（１）現況と問題点

ア　移住・定住

本町の人口は、人口推計によると２０３０年（令和１２年）には、８，５０２人になることが予測されている。そのため、少子化対策を最重要施策と位置づけ、若者のＵ・Ｉターンの推進を図っているところであるが、高校卒業後や大学卒業後に転出する人が多く、若者の定住へ結びついていない現状がある。一方、都市部においては、ライフスタイルの変化、ＵＩＪターンや二地域居住の普及等に加え、コロナ禍で生じた地方回帰の潮流もあり、サテライトオフィスの整備やテレワーク・ワーケーションの環境整備を推進することにより、本町の関係人口の増加が見込まれる。

また、秩父圏域の取り組みとして、秩父市・横瀬町・皆野町・長瀞町・小鹿野町と埼玉県宅地建物取引業協会秩父支部が協力し、「ちちぶ空き家バンク」を組織している。空き家の活用は、移住・定住の促進及び地域活性化にも寄与しているところであるが、定住促進をさらに推進するため、空き公共用地等を活用した宅地整備を検討する必要がある。

急速な人口減少は、地域コミュニティの喪失やいわゆる限界集落の増加、農業従事者の減少による遊休農地の増加、林業の衰退による山林荒廃などが懸念されている。

イ　地域間交流

本町は、美しい自然環境や地域の伝統文化を有しており、これらを求めて訪れる多くの都市住民に「癒し」や「憩い」の場として提供している貴重な財産がある。現在、コロナ禍において交流活動が制限されているが、水源地見学等の自然体験や地芝居歌舞伎を主とする文化交流及びスポーツ少年団等によるスポーツイベントなど、人口が減少し高齢化が進む本町において、都市住民をはじめとする交流人口の増大は、地域活力を回復するためにも不可欠な取組である。この多様な財産を積極的に生かした交流の推進を図る必要がある。

ウ　人材育成

地域づくりを先導する新たなリーダー人材や、外部支援人材を発掘・育成するとととともに過疎地域と支援人材とのコーディネート機能を強化し、地域活動

の継続的な体制づくりを進める必要がある。

埼玉県立小鹿野高等学校と連携を強化し、生徒が活躍できることで、町に愛着を持ってもらう必要がある。

（２）その対策

ア　移住・定住

移住定住対策の推進は、地方創生の中核をなすものであり、移住者が過疎地域に定住し、暮らしている住民と助け合い、交流することにより地域コミュニティの活性化が図られることは、住み続けるための大変重要な要素となっている。

本町の魅力や充実した子育て環境の情報などを広く内外へ発信するとともにその関係者が移住対策に参画することで一人でも多くの人に知って頂き、体験することで関係人口化、移住のきっかけづくりとなるよう地域ブランド化を強化する。

さらに、移住相談会や田舎暮らし仕事探し体験ツアー、ワーケーション体験イベントやお試し住宅を活用しての事業によって小鹿野町のファンをつくるとともに、関係人口化した方々や移住希望者からのニーズを収集し、ターゲットを絞った情報を発信して移住の推進を図る。

地域おこし協力隊やインターン研修生の受け入れを通して、移住者に対する住まいや町内の就業・就労等の総合相談窓口の整備、定住促進アドバイザーなど地域の受入体制を整えると同時に、シティプロモーション活動を推進する。

また、空き公共施設や観光拠点施設を活用したテレワーク、ワーケーションの環境を整備する。併せて利用する企業やその従業員、個人利用者増加のためのプロモーション事業を実施し、企業誘致を促進するとともに関係人口の増加から移住・定住につなげる取り組みを推進する。

民間空き家の活用を促進するため空き家バンクの効果的な運用に関係団体と連携し取組を推進するとともに、町の重要課題である少子化対策にもつながるため、空き公共用地等を活用した宅地整備を推進する。

イ　地域間交流

多様な広報媒体を活用した情報発信等を強化し、豊富な自然を生かした農村体験型交流の充実に努め、新規就農者の確保を中心とした定住促進や都市圏で開催される相談会への参加等により、これまで以上に交流しやすい環境づくりを行うとともに、移住希望者等への情報発信を強化する。

また、全国規模のスポーツ大会や地域資源を活用したイベントの開催をはじめ運動公園や道の駅等の各施設を有効に活用しながら人と人との交流機会の拡大に努めるとともに多様な交流を推進する。

国際交流については、従来の事業を引き続き進めるとともに、子どもの国際的視野の拡大や国際感覚を養成するため、ＡＬＴ（外国語指導助手）によるこども園、学童保育室の訪問や、オンライン交流などを通じて外国語によるふれあいの機会の創出を推進する。

国内の地域間交流については、現在の自治体や都内自治会などとの交流をさらに深めるほか、今後相互交流のできる都市を検討し、都市部などの友好交流につなげられるよう努めるとともに、二地域居住を検討している都市部住民のニーズを把握し、必要な手立てを講じる。

ウ　人材育成

地域おこし協力隊の任期終了後の地域への定着支援を推進し、地域づくりを先導する新たなリーダー人材の確保や育成を促進する。

また、二地域居住やサテライトオフィスなどを推進し、都市部の住民による地域交流活動を創出することで地域振興の担い手を確保を促進する。

小鹿野町と埼玉県立小鹿野高等学校との包括連携に関する協定書に基づき、地域社会の発展に資するため、様々な分野における相互連携に取り組むものとし、高校生が活躍できる人材育成を促進する。

（３）事業計画（令和３年度～７年度）

持続的発展施策区分	事　業　名 （施設名）	事　業　内　容	事業 主体	備考
１　移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(1)移住・定住	①サテライトオフィス整備事業	町	
		②テレワーク・ワーケーション拠点整備事業	〃	
		③お試し住宅改修事業	〃	
		④移住相談窓口改修事業	〃	
		⑤定住促進宅地整備事業	〃	
	(2)地域間交流			
	(3)人材育成			
	(4)過疎地域持続的発展特別事業			
	移住・定住	①Ｕターン推進奨学金事業	〃	
		②移住・定住促進事業	〃	
		③田舎体験推進事業	〃	
		④協働のまちづくり事業	〃	
		⑤お試し居住用住宅整備事業	〃	
		⑥移住定住促進基盤整備事業	〃	
		⑦インターンシップ事業	〃	
		⑧テレワーク・ワーケションプロモーション事業	〃	
		⑨結婚新生活支援事業	〃	
	地域間交流	①都市住民との交流事業	〃	
		②中学生国際交流事業	〃	
	人材育成	魅力ある高校づくり支援事業	〃	

（４）公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等については、個々の施設等の現況及び利用状況などを十分に踏まえ、総合管理計画に定める基本原則に沿った公共施設等の維持管理や更新、統廃合及び長寿命化などを計画的に推進していく。

３　産業の振興

（１）現況と問題点

ア　農林水産業

農業は、従来から本町の重要な産業であるとともに、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成など多面的な機能を果たしている。

農地は、ほ場整備などの土地改良が平地部の一部地域で実施されたものの、山間部では傾斜地が多く、農地の大部分が狭小であることから機械化の導入が進まず、経営規模は極めて零細となっている。

最近では、鳥獣被害の増加により営農環境が厳しくなっているほか農業後継者も極めて少なく農業従事者の高齢化と併せて本町の農業を取り巻く状況はますます厳しさを増している。

農業を継続・発展させていくためには、農地の集積などを行い、効率化・省力化を図るとともに、安定した収益性の確保できる生産体制の確立が課題となっている。

また、近年、民間資本による農業法人の設立、貸農園、観光農園の人気や需要の高まり、ＵＩＪターンによる田舎回帰など新たな農業経営を担う農業従事者の育成環境も多様化している。

今後の農業振興を図る上で、このような社会現象を有効に活用した対策を講じることも必要である。

林業については、長期におよぶ厳しい状況下であるが、第１次、第２次林業構造改善事業などを活用し、林道の整備や椎茸生産施設、集荷関連施設等の整備を実施し、経営の機械化、近代化を積極的に推進してきた。木材では、国産材が主流であった住宅事情も、消費者ニーズの多様化や、安い輸入材の利用により、国産材消費が大きく減少し木材価格の低迷に影響している。

本町の面積の８３％が山林・原野で、その内４０％が人工林で占められ、その多くが伐採期を迎えているが、林業経営に対する意欲は低下したままで手入れの行き届いていない山林が大半を占めている。

林業を振興させるためには、森林資源の循環利用を図り、新たな特産品づくりなど森林の持つ特性を生かした地域産業を発展させ、林業所得の増大を図る必要がある。

イ　商工業

商工業の振興による安定した雇用及び所得の確保が、人口流出を防止し地域の自立促進を図るために最も重要な施策である。このことから、過疎地域対策緊急措置法施行以来、地場産業の振興、企業誘致を進めてきた結果、数社ではあるが進出企業があり就業機会の増加につながっている。

しかし、新たな産業の創出や構造の転換が進まなかったことに加え、企業の合理化や工場の圏域外への集約、生産拠点の国外移転などにより厳しい雇用状況が続いていた。

ウ　観光及びレクリエーション

本町は、秩父多摩甲斐国立公園、県立西秩父自然公園、県立両神自然公園、県自然環境保全地域など指定された豊かな自然環境を有しているとともに、秩父札所をはじめとする神社や仏閣、伝統行事など歴史的観光資源にも恵まれている。

特に自然環境では、日本百名山の「両神山」、日本の滝百選の「丸神の滝」、森林浴の森日本百選の「四阿屋山」や日本の地質百選の「ようばけ」など全国に誇れる美しい自然と平成の名水百選に選ばれた「毘沙門水」に代表される湧水が多いのも特色である。

本町では「見る観光」とともに「体験する観光」の充実を図るため、観光イベントづくりを進めるとともに、国民宿舎両神荘や道の駅両神温泉薬師の湯などの温泉を活用した施設整備と合わせ、地域資源活用センター、尾ノ内渓谷、ダリア園、おがの化石館、ボルダリング施設・クライミングパーク神怡舘などの観光拠点づくりを行ってきた。

本町には年間約３４万人（平成２７年～令和元年の平均）の観光客が訪れているが、近年の首都圏住民における自然志向の高まりや登山ブーム、ジオパーク効果などにより、観光客の増加が期待されている。中でも、「ようばけ」や「犬木の不整合」などジオツーリズムを楽しめる魅力的な場所が数多くあり、これらの地質遺産を観光資源として活用し、秩父地域が一体となり連携を図ることで相乗効果が期待される。

また、地域の文化財や歌舞伎、神楽などの伝統芸能、食文化も固有の観光資源である。令和元年度には、国連教育科学文化機関（ユネスコ）がフランス・パリで開いた会合で、生物圏保存地域「エコパーク」について審議し、山梨、埼玉、長野、東京の４都県にまたがる甲武信（こぶし）ヶ岳周辺地域を甲武信ユネスコエコパークとして新規登録することを決めた。本町は、両神山を中心

として全域が指定となったことから、価値や大切さが理解され、保全につながるようなエコツーリズム等の活動に取り組み、観光振興の発展を目指していく。

このような現状から、自然環境の保全に留意しつつ地域資源を活用し、雇用の確保や住民所得の向上に努めていかなければならない。

（２）その対策

ア　農林水産業

農業については、農業振興地域整備計画、山村振興計画等に基づき、引き続き農道、農業用排水路等の農業基盤を整備し、営農環境の改善を推進する。

また、キュウリやトマトなど施設野菜や枝ものを中心とした花き等の市場価格が高い作物の普及や新規作目を導入し農業従事者の確保を図る。さらに、新規就農者に対する支援を行うほか、特産品のブランド化、自然志向食品の開発等、農林産物の加工による付加価値を高める取り組みをするとともに、地域の特性を生かした農業経営を推進するための加工施設の整備充実を図る。

農林産物直売所については、安価で安心・安全な野菜を取り扱い観光客等から高い評価を得ており、農林業従事者に対する生産技術指導の強化等によって、農林産物の品質向上、多品目化を目指す。

消費者と生産者の交流を推進しながら農林産物に対する嗜好を把握し、契約栽培やインターネットを利用した販売、産直宅配など新たなマーケットの開拓と販路拡大に結び付け、生産者の所得向上を図る。一方、イノシシ、シカ、サルなど有害鳥獣の増加が顕著で、被害も年々拡大している。現状では猟友会による有害鳥獣の捕獲や農家による電気柵の設置など、作物を守るための対策は行われているが、その効果は限定的である。

農家の耕作意欲低下を招かないためにも捕獲機器や防護フェンス設置を推進する。

また、捕獲した有害鳥獣を食肉加工し新たな特産品として販売する六次産業化の推進と新たな販路の開拓を進める。

近年、急激に増加している耕作放棄地については、貸し農園の設置や営農希望者への仲介を行う体制整備を推進するほか、花街道等の整備を進め、遊休農地の発生を防止するとともに地域の振興につなげる。

林業については、木材価格の低迷や所有者の高齢化により、手入れのされない山林が増加していることから、健全な森林環境を創出するため、計画的な伐採、植林を行うとともに、生産性向上、作業コスト低下を図るため、引き続き道路網整備を促進する。

近年はシカ、カモシカによる樹木への被害が拡大しており、これらにおける早急な対策も必要である。

また、間伐材やつるなどを利用した加工品の開発、販路の開拓を推進するとともに、公共施設での木材利用や未利用の森林等木質バイオマスに関する事業を推進し、森林資源の新たな利用方法や方向性の検討につなげる。将来的には源流域の森林資源にある多面的な機能がさらに重要視されていくと考えられることから、源流域を持つ国内の自治体と連携し、広く全国に源流地域森林資源の重要性を訴えるとともに、森林や山村の自然や文化を教材とする学習事業の推進、再生可能エネルギーとしての重要性など、先進的な森林資源の活用を図る。

また、森林環境譲与税を活用し、森林整備及びその促進に関し、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の実施、森林整備や公共施設の木質化の推進に森林環境譲与税基金を積み立てる。

イ　商工業

商工業の振興については、商業の核となる商店街に新たなにぎわいを創出するため、創業支援と連携した空き家や空き店舗の利活用を推進する。

また、にぎわいの再生から商店街周辺エリアの価値向上と良好な地域コミュニティの形成を図る。

地域経済の自立的な発展のため、企業誘致の促進、創業支援などによる新産業の創出と中小企業の経営基盤の強化を図り、雇用機会の拡大と安定した雇用環境を構築する。新規創業者の資金調達や経営相談に対応するため、県・商工会、金融機関等支援機関の連絡会議を開催するなど更なる体制の整備を進める。

首都圏から比較的近いとはいえ、地理的に決して有利とはいえない条件下にあって、豊かな自然環境は地域のひとつの特徴であり、きれいな空気や水、強固な地盤などのメリットを求める企業の誘致を積極的に推進する。

本町の事業所のほとんどは中小企業であるが、地域経済の発展に重要な役割を果たしていることから既存企業の新規の技術開発や新部門設立のための取組への支援を推進する。同時に、既存企業の雇用環境向上のため、学校や秩父公共職業安定所など関係機関と連携し、ＵＩＪターン希望者や新規学校卒業者の就業希望者と雇用側企業とのマッチング支援などの強化、人口の増加に向けた住政策の取組と併せ、既存住宅の改修など一体的に推進する。

ウ　観光及びレクリエーション

社会が複雑化する中で、自然とふれあい、心身の健康回復を求める世論の志向は、今後さらに高まっていくと予想されている。そこで、豊かな自然環境や温泉施設などの観光資源を活用し、本町ならではの個性豊かな観光地としての拠点整備及び地域おこし協力隊制度を活用した取組を進め、特色ある祭りやイベント等を効果的にＰＲするため、ＳＮＳの活用もすることで、更なる観光誘客や交流人口の拡大を図る。

日本百名山である両神山には登山ブームもあり多くの登山客が訪れているため、避難小屋でもある清滝小屋へ索道等の整備を検討し受け入れ態勢を構築する。さらに、ロッククライミングの名所である二子山に関連して整備したボルダリング施設を山岳スポーツの拠点として活用する。

現在、両神地区においては、花を題材にして観光地づくりを推進しており、そのイメージに沿った節分草園、福寿草園、花菖蒲園及びダリア園など、観光拠点の充実を図る。そのため四阿屋山周辺施設の整備を含め、花菖蒲園には育苗園と貯水槽、年々観光客が増加しているダリア園には駐車場と球根保管庫等を整備する。

長引く景気の低迷と施設の老朽化等により、利用者が減少傾向にある国民宿舎両神荘、道の駅両神温泉薬師の湯のほか秩父ミューズパークの町有観光施設等については、地域住民の雇用の場であるとともに、料理に地元食材を使用するなど農産物の消費拡大効果もあり、地域になくてはならない施設である。

また、施設運営面については町が出資する地域商社等の民間活力を導入し、指定管理や賃貸借での経営改善と利用者増加を図るとともに施設の長寿命化や改修を推進するとともに、都市住民とのふれあいの場となる地元野菜を使用したカフェや体験施設など採算性を考慮しつつ設置し、地域連携の機能を持った「にぎわいの場」としての整備を図る。

併せて、テレワーク・ワーケーションを積極的に観光へ結び付け、個人誘客を図るとととともに、民間事業者や都市圏自治体と連携した教育・研修旅行の積極誘致や着地型観光の推進など、”売れる”６次産品開発を図る。

施設整備やその運営に際しては、民間出資や企業版ふるさと納税、クラウドファンディングなどの民間活力やその人材、ノウハウを積極的に活用する。

町が出資する地域商社は、観光庁の地域づくり法人（ＤＭＯ）の認定・登録を目指し、観光地経営の視点に立った観光地域づくりのかじ取り役として多様な関係者と共同し、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくり及び的確なマーケティングによるブランド戦略を策定することで、着実に計画を実施できる

体制を構築する。

また、地域商社が中核となり、地域産業の担い手を確保するための特定地域づくり事業組合を設立し、観光を中心とした地域雇用の増大、移住者の雇用機会創出を図る。

これら観光施策を総合的に展開することにより、町内観光事業全体の高付加価値化と労働生産性向上を目指すとともに新たな関係人口の増加を図る。

（３）事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展施策区分	事　業　名 （施設名）	事　業　内　容	事業 主体	備考
２　産業の振興	(1)基盤整備			
	農　業	①農業研修用パイプハウス 新規就農者用ﾘｰｽﾊｳｽ２箇所	町	
		②鳥獣防護施設 捕獲機器・防護ﾌｪﾝｽ設置	〃	
		③有害鳥獣 焼却施設	〃	
	林　業	①森林整備事業 （町有林整備・経営管理権の設定による民有林整備・地域性苗木等配付）	〃	
		②森林の境界明確化事業	〃	
	(2)地場産業の振興 生産施設 加工施設	①有害鳥獣六次加工・販売施設 （革製品等有償販売施設）	〃	
		②農産物加工施設	〃	
		③味噌加工施設	〃	
		④有害鳥獣食肉加工施設	〃	
		⑤木工加工施設統廃合整備（地域特産品生産センター解体等）	〃	
	(3)企業誘致	①工業対策導入事業	〃	
		②旧三田川中学校テレワーク拠点施設対応整備事業	〃	
		③旧長若中学校企業誘致拠点整備事業	〃	
		④みどりの村若者センター他テレワーク拠点施設対応整備事業	〃	
	(4)起業の促進	六次産業品販売施設	〃	

	(5)商業 (6)情報通信産業 (7)観光または レクリエーション	 ①花菖蒲育苗園地整備 ②花菖蒲園貯水槽整備 ４０㎥級　１基 ③両神山索道整備 ④ダリア園駐車場整備 ⑤観光公衆トイレ水洗化３棟 ⑥鳳鳴館改修事業 ⑦ボルダリング施設基本設計 ⑧ボルダリング施設整備 ⑨体験工房施設 （木工、陶芸、レザークラフト） ⑩体験工房施設 （農業・鳥獣害・森林関係） ⑪オープンカフェ （地元野菜使用） ⑫キャンプ場（ＢＢＱ） ⑬両神国民休養地管理休憩舎解体 ⑭ 道の駅両神温泉薬師の湯・ふれあい学習センター、山村交流拠点施設長寿命化・高収益化改修工事 ⑮道の駅両神温泉薬師の湯環境整備事業 ⑯国民宿舎両神荘長寿命化・高収益化改修工事 ⑰長尾根直売所・サイクリングセンター長寿命化・高収益化改修工事 ⑱ミューズパークスカイトレイ	 町 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	

		ン自動運転車両化事業		
		⑲ダリア園球根保管庫整備	町	
		⑳みどりの村体験農園施設整備	〃	
		㉑観光交流館駐車場整備	〃	
		㉒みどりの村農業資料館改修	〃	
		㉓小鹿野町観光交流館倉庫解体	〃	
		㉔般若の丘公園温泉仮設ハウス解体	〃	
		㉕鹿公園管理棟解体	〃	
		㉖みどりの村サイクリングセンター解体	〃	
		㉗健康増進センター解体	〃	
	(8)過疎地域持続的発展特別事業			
	第１次産業	①新規就農者等育成事業補助金	〃	
		②遊休農地解消総合対策事業	〃	
		③有害鳥獣対策事業	〃	
		④小規模農業推進事業	〃	
		⑤源流地域森林資源有効活用事業	〃	
	商工業・６次産業	①六次産業等製品販売促進事業	〃	
		②小規模事業者創業支援事業	〃	
		③稼げるまちの創生事業	〃	
		④工業対策導入事業	〃	
		⑤住宅リフォーム資金助成事業	〃	
		⑥水道料金補助事業	〃	
	観光	①ふるさとまつり運営費補助金	〃	
		②観光振興事業補助金	〃	
		③観光協会補助金	〃	
		④国民宿舎両神荘運営費補助金	〃	
		⑤地域商社設立支援事業	〃	
		⑥地域商社指定管理料	〃	
		⑦観光 DMO 認定登録取得事業	〃	

		⑧着地型観光推進事業	町	
		⑨観光ブランディング事業	〃	
		⑩観光地域人材育成事業	〃	
		⑪特定地域づくり事業	〃	
		⑫6 次産品開発事業	〃	
	企業誘致	テレワーク企業誘致プロモーション事業	〃	

（４）産業振興促進事項

ア　産業振興促進区域及び同区域において振興すべき業種

産業振興促進地域	業種	計画期間	備考
小鹿野町全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業又は旅館業	令和３年４月１日～ 令和８年３月３１日	

イ　当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記事業計画のとおり

（５）公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等については、個々の施設等の現況及び利用状況などを十分に踏まえ、総合管理計画に定める基本原則に沿った公共施設等の維持管理や更新、統廃合及び長寿命化などを計画的に推進していく。

４　地域における情報化

（１）現況と問題点

高度情報化の進展により、携帯電話でもインターネット利用が可能となり、スマートフォンやタブレットがあればいつでもどこでも必要な情報にアクセスし簡単に利用できる環境になった。

多様なサービスをリアルタイムで情報提供することや住民の意見を広く取り入れる手段として、また、今後の住民生活の向上のためにも情報通信基盤の活用は不可欠なことから、電子自治体を推進していくことについて一層の取り組みが必要となる。現在、一部地域で固定系超高速ブロードバンドの利用ができないほか、携帯電話の通信品質が悪く利用できないなどの条件不利地域が残っている。

本町の面積は広大かつ特殊な地形で山間部に集落が散在しているため、防災行政無線は、住民へ迅速かつ確実な災害情報伝達手段として大変重要な役割を担っている。

また、地上デジタル放送の視聴環境については、本町の地理的条件から山間部を中心に住民が組合等を組織し、辺地共聴施設を整備し視聴している。地上デジタル放送への移行から１０年程度が経過し、施設の老朽化が進んでいる。さらに少子高齢化や過疎化の進展により組合員数が減少傾向にあり、施設の維持管理費用の確保も難しい状況となっている。

そのため、災害等により老朽化した施設が故障した場合に加え、共聴施設が維持困難となった場合には、地上デジタル放送を通じた情報取得が不可能となってしまうことから、安定的にテレビを視聴するための支援が求められている。

（２）その対策

社会全体のデジタルトランスフォーメーション（ＤＸ）が進んでいく中、自治体においても情報化社会に対応した人材育成や通信基盤整備が求められる。

光ファイバ等による超高速ブロードバンドの未整備地区の解消、携帯電話等による通話品質の改善、通信速度の向上及び公衆無線ＬＡＮ（Ｗｉ－Ｆｉ）環境整備を携帯電話事業者等と連携した整備を推進し、条件不利地域の解消を図る。

本町の行政機関や学校等の情報通信網については小鹿野町と両神村が合併した際に整備が進められたが、医療、福祉、防災情報や教育支援等のシステムに

ついては、順次整備、運用を進めながら、国が示している「自治体デジタル・トランスフォーメーション（ＤＸ）推進計画」を見据え、ＡＩ（人工知能）・ＲＰＡ（ロボットによる業務自動化）等のデジタル技術を活用した行政サービスを推進することで住民サービスの向上を図る。

災害時のＳＮＳによる情報伝達や防災行政無線を活用した情報共有は非常に有効な手段となるためＩＣＴ（情報通信技術）の積極的な活用を推進する。

また、地上デジタル放送の視聴環境において、辺地共聴施設が点在し、同軸ケーブルで伝送を行っている施設については、災害時においても電源供給が極力不要な光ケーブルによる伝送が有効と考えることから、将来にわたって安定したテレビ視聴ができるよう組合への支援を図るとともに、国・県に対し共聴施設の持続可能性の確保に関する要望活動を実施する。

（３）事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展施策区分	事　業　名 （施設名）	事　業　内　容	事業 主体	備考
３　地域における情報化	(1)電気通信施設等情報化のための施設			
	防災行政用無線施設	①防災行政無線維持管理	町	
		②アナログ防災行政無線中継局撤去工事	〃	
	その他情報化のための施設	庁内情報機器整備	〃	
	(2)過疎地域持続的発展特別事業			
	情報化	①携帯電話等条件不利地域に対する支援事業	〃	
		②ブロードバンド未整備等条件不利地域に対する支援事業	〃	
		③地上デジタル放送条件不利地域環境調査事業	〃	
		④テレビ共聴施設運営改修費支援事業	〃	
	デジタル技術活用	①情報通信技術利活用事業	〃	
	その他	②地域の持続的発展に資する情報化支援事業	〃	

（４）公共施設等管理計画との整合

公共施設等については、個々の施設等の現況及び利用状況などを十分に踏まえ、総合管理計画に定める基本原則に沿った公共施設等の維持管理や更新、統廃合及び長寿命化などを計画的に推進していく。

５　交通施設の整備、交通手段の確保

（１）現況と問題点

ア　国・県・町道

道路は住民の日常生活、産業振興等に欠くことのできないものである。

本町は、国道２９９号が東西に走り、これに県道や主要な町道が結ばれる形で幹線道路網が形成され、これらの道路網を補完するように町道などが張りめぐらされている。

これらの町道は、幅員４ｍに満たない狭あい道路が町道総延長約２３２ｋｍのうち大部分をしめ、車のすれ違いに支障が生じている。

また、災害時には消防・救助活動に支障が生ずる可能性もあり安全面でも課題となっている。

このようなことから、未改良部分への対応が急がれるとともに、橋梁やトンネルその他道路施設の老朽化に対する維持管理も大変重要な課題となっている。

広域的な道路体系では、地域高規格道路西関東連絡道路も秩父市蒔田まで開通したことから、周辺地域の産業・経済・観光での結びつきが強まった。

また、秩父地域に通じる広域道路体系の大部分が改善されているが、秩父広域圏の中心地である秩父市中心市街地と西秩父地域をつなぐ国道２９９号は、降雪による路面の凍結時には、通勤や通学、買い物、医療、観光、物流など支障をきたしている状況である。

イ　農林道

農道は、農業振興、地域の生活道路として重要であり、計画的に新設及び改良が実施されてきた。

林道は、林業振興に加え、生活道路としても重要な役割を担っている。一方、隣接する自治体に連絡する県営林道建設は、現在１路線２工区で工事が進められており早期開通が望まれている。

ウ　バス路線等

鉄道のない本町の公共交通は、町営バス３路線、民営バス３路線及びデマンド型乗合タクシーにより構成されている。

平成２５年度には、利用者のニーズや利用時間帯等を考慮し、町営バス路線を３路線に再編するとともに一部地域についてはデマンド型乗合タクシーを導

入し、乗り換えや観光周遊の拠点となる両神温泉薬師の湯停留所を、バスターミナルとして新たに整備し利便性の向上を図った。

人口の減少と自家用自動車の普及に伴う旅客需要の減少によって、公共交通機関の維持は極めて困難な状況にあるが、今後もさらに高齢者が増え、買い物や通院が困難になる方やバス停までの長い距離を歩くことができない方などの増加が見込まれる中、もっと家の近くへ、もっと目的地の近くへといった利用者ニーズも増大すると思われる。

公共交通は、子どもたちの通学や住民の日常生活及び観光客の移動手段として大切な役割を果たしているため、引き続き利用環境の改善に努め利便性の向上を図りながら維持、改善に努める。

（２）その対策

ア　国・県・町道

鉄道のない本町において、道路網の整備は大変重要である。地域住民の豊かな生活を維持し、活力あるまちづくりを推進するため、国、県と連携し、国・県道の整備促進を図る。特に県道皆野両神荒川線、藤倉吉田線、両神小鹿野線及び薄小森線は住民の重要な生活道路となっているが、幅員が狭くすれ違いが困難な箇所が多いことから早期改良を要望する。

町道は、住民生活に密着した生活基盤であるため危険箇所や狭あい箇所の改良工事を計画的に推進するとともに、町全体の道路網を視野に入れ、橋梁等も含め長寿命化修繕計画に基づき施設の維持管理に努めるとともに、住民要望に基づく利便性の向上や安全性の確保のため整備を図る。

さらに、広域的な連絡性のある道路網を確保するために、秩父広域圏の中心地である秩父市や他地域とのアクセス時間の短縮を図るため、小鹿坂峠及び千束峠のトンネル化を要望するとともに、埼玉県北部と山梨県から秩父地域へのアクセス道路となる、西関東連絡道路の早期整備を関係機関に要望する。

イ　農林道

地域に密着する農林道については、適正な維持管理と効率的な経営を図るため、農地・森林の有する公益的機能が発揮されるよう、生産活動に重要な路線を重点的に整備する。

既設農林道及び橋梁については、改良、舗装、修繕等の整備を図るとともに利用者の協力を求め適切な維持管理に努める。

また、新規路線開削にあたっては費用対効果などを十分に検討し、自然環境

に配慮しながら事業の推進を図る。一方、維持管理の必要ない路線については整理を進める。

ウ　バス路線等

鉄道のない本町のバス路線は、地域住民生活や観光客の移動手段として、住みやすい環境や経済活動を支える重要な社会資本である。

本町において、バス路線を中心とした公共交通の確保・維持は、地域住民にとって不可欠なものであり、今後もダイヤの見直しやバス停設置場所及びバスターミナルの改善、赤字幅の軽減等に努めながら、観光客や高齢者、障害者をはじめとする子ども達の通学など住民の利便性の向上に努めるとともに、運行路線に適応した車両の更新を図るものとする。

十分な公共交通機関に恵まれない本町の住民生活を守るため、既存のバス路線の維持とともに、デマンド型乗合タクシーの利便性の向上や様々な住民ニーズに対応するため、地域公共交通計画を策定し効率的な輸送体系の推進を図るとともに、公共交通空白地域や不便地域の移動手段を補う対策としてタクシー券の交付や地域の実情に応じた地域運営組織による輸送活動支援などの推進を図る。

（３）事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展施策区分	事　業　名 （施設名）	事　業　内　容	事業 主体	備考
４　交通施設の整備、交通手段の確保	(1)町　道 道　路	①町道 43 号線(舗装・改良) L=100m　W=4.0m	町	下小鹿野
		②町道 144 号線(舗装) L=100m　W=4.0m	〃	小鹿野
		③町道 182 号線(舗装) L=100m　W=5.0m	〃	下小鹿野
		④町道 192 号線(舗装) L=100m　W=5.0m	〃	伊豆沢
		⑤町道 267 号線(舗装) L=350m　W=6.0m	〃	般若
		⑥町道 702 号線(舗装) L=800m　W=5.0m	〃	飯田
		⑦町道両神 2 号線(舗装) L=570m　W=5.0m	〃	両神薄
		⑧町道両神 5 号線(舗装・改良) L=200m　W=3.0m	〃	両神小森
		⑨町道両神 9 号線(舗装) L=380m　W=3.0m	〃	両神薄
		⑩町道両神 12 号線(舗装) L=600m　W=4.0m	〃	両神薄
		⑪町道両神 43 号線(舗装) L=1200m　W=5.0m	〃	両神薄
		⑫町道 117 号線(舗装・改良) L=1120m　W=4.0m	〃	小鹿野
		⑬町道 171 号線(舗装・改良) L=100m　W=4.0m	〃	下小鹿野
		⑭町道 20 号線(舗装) L=100m　W=4.0m	〃	下小鹿野
		⑮町道 184 号線(舗装) L=200m　W=4.0m	〃	下小鹿野

		⑯町道 328 号線(改良) L=50m　W=5.0m	町	飯田
		⑰町道 236 号線(舗装) L=200m　W=4.0m	〃	長留
		⑱町道 141 号線(舗装・改良) L=200m　W=4.0m	〃	小鹿野
		⑲町道 190 号線(舗装) L=200m　W=4.0m	〃	小鹿野
	橋梁修繕・橋梁点検	①道路橋梁修繕事業 ２０橋	〃	
		②道路橋梁定期点検事業 １３５橋	〃	
	トンネル点検	①町道 483 号線（点検） L=14.0m　W=3.0m	〃	要トンネル
		②町道 702 号線(点検) L=80.0m　W=7.0m	〃	観音山トンネル
		③町道 704 号線(点検) L=345.1m　W=8.0m	〃	落葉松トンネル
		④町道 704 号線(点検) L=150.0m　W=8.0m	〃	日尾峠トンネル
	その他			
	(2)農 道	①下山田下線（新設） L=100m W=3.0m	〃	
		②大平線（新設・舗装） L=230m W=3.0m	〃	
		③日蔭線（新設・舗装） L=100m W=3.0m	〃	
		④桜沢線（新設・舗装） L=380m W=3.0m	〃	
		⑤煤田線（新設・舗装）	〃	

		L=160m W=3.0m		
	橋梁修繕・橋梁点検	①農道橋梁点検事業 ２橋	町	
		②農道橋梁修繕事業 ２橋	〃	
		③農道橋梁耐震調査・耐震設計事業	〃	
		④農道橋梁耐震改修事業	〃	
	(3)林　道	①日蔭入支線（改良） L=200m W=4.0m	〃	
		②藤指線（改良） L=200m W=4.0m	〃	
		③大谷線（改良） L=200m W=3.0m	〃	
		④柏沢線（改良） L=150m W=3.0m	〃	
		⑤浦島線（改良） L=100m W=3.0m	〃	
		⑥譲沢線（改良） L=100m W=3.0m	〃	
		⑦中尾線（改良） L=200m W=3.0m	〃	
		⑧日蔭入線（改良） L=100m W=4.0m	〃	
		⑨大堤線（改良） L=100m W=3.0m	〃	
		⑩浦島線（舗装） L=300m W=3.0m	〃	
		⑪中尾線（舗装） L=1000m W=3.0m	〃	
		⑫中尾支線（舗装） L=500m W=3.0m	〃	

		⑬中平線（舗装） L=300m W=3.0m	町	
		⑭小森線（舗装） L=500m W=3.0m	〃	
		⑮大堤線（舗装） L=300m W=3.0m	〃	
		⑯日蔭入支線（舗装） L=500m W=3.0m	〃	
		⑰釜の沢伊豆沢線（改良） L=200m W=4.0m	〃	
		⑱津谷木柿の久保線（改良） L=200m W=4.0m	〃	
		⑲岩殿沢線（改良） L=200m W=4.0m	〃	
		⑳岩殿沢線（舗装） L=500m W=4.0m	〃	
		㉑長久保線（改良） L=100m W=4.0m	〃	
		㉒釜の沢伊豆沢線（舗装） L=1,000m W=4.0m	〃	
	橋梁修繕・橋梁点検	①林道橋梁点検事業 ３０橋	〃	
		②林道橋梁修繕事業 １０橋	〃	
	(4)鉄道施設等	町営バスターミナル騒音対策植栽事業	〃	
	(5)自動車等 自動車	町営バス購入　3 台	〃	

	(6)過疎地域持続的発展特別事業			
	公共交通	①町営バス運営事業	町	
		②地域乗合バス路線確保対策費補助金	〃	
		③乗合タクシー運行費補助金	〃	
		④公共交通空白地有償運送	〃	
		⑤地域公共交通計画策定事業	〃	
	交通施設維持			
	(7)その他	①公共工事残土置場整備（小桜）15,000 ㎡測量・設計・造成	〃	
		②公共工事残土置場整備（坂戸）290,000 ㎡ 配水設備工事	〃	
		③公共工事残土置場整備（長留）14,000 ㎡測量・設計・造成	〃	
		④道路台帳整備	〃	

（４）公共施設等管理計画との整合

公共施設等については、個々の施設等の現況及び利用状況などを十分に踏まえ、総合管理計画に定める基本原則に沿った公共施設等の維持管理や更新、統廃合及び長寿命化などを計画的に推進していく。

６　生活環境の整備

（１）現況と問題点

ア　消防防災・救急

山間地が大部分を占める本町は、がけ崩れ、地すべり、土石流などの危険にさらされる地域が多いことから、避難行動も含めた土砂災害対策事業、治山治水事業、保安林整備、豪雪時の除雪対策及び景観と調和した河川等の護岸整備の促進が必要である。

近年、ゲリラ豪雨等予想のつかない自然災害が頻発していることにより、防災に対する意識は一層高まっている。災害発生時の対応や避難場所の確保・充実に対する住民ニーズも多様化する傾向にある。消防・救急体制については、秩父広域市町村圏組合の組織体制下で、本町に常備消防の秩父消防署西分署が設置されている。一方、非常備消防組織である小鹿野町消防団において自治体消防を組織しているが、人口減少とともに団員数は減少し、昼間は町外に就労する団員も増えているなど、初期消火活動に動員できる団員数の確保が問題となっている。平成２８年度に消防団組織の再編を行っているものの、今後も団員減少が続くと思われ災害時の初動体制が憂慮される。令和３年４月１日現在の団員数は５１０名、消防自動車３台、小型動力ポンプ付水槽車３台、小型動力ポンプ付積載車３１台（内軽自動車７台）を装備しているが、既に耐用年数を経過した車両が多いため、 今後も計画的に更新していく必要がある。

イ　住環境

良好な居住環境は、人々の移住・定住を促す重要な要素となる。

本町では、住宅供給の一環として、昭和４０年代から町営住宅を建設し、現在では２９７戸を管理しており、Ｕターン及び新婚世帯等を中心に高い利用率を確保し、住民の定着に一定の効果を示してきた。しかし、初期に建設された町営住宅は老朽化が目立つとともに、風呂がなく、トイレの水洗化も未整備であるなど、生活様式の変化や若年層のニーズに対応しきれていない状況である。

また、公営住宅法に定められている耐用年限を経過した町営住宅の戸数は全部で２０８戸あり、全体の７０％と高くなっている。そのため、老朽化が著しく設備不良状態にある住宅については、新たな募集は行わず、計画的に解体を

実施している。

一般住宅については、住宅・建築物の耐震化を進めることは、生命・財産を守るために重要であるため、木造住宅の耐震化や老朽化した空き家の解体・撤去の推進が必要となっている。

ウ　環境衛生

本町は豊かな自然に恵まれた地域であるが、将来にわたり維持・保全をしていくためには、自然と人が共生し環境汚染の未然防止を図るなど、環境に配慮しながら、健康で快適な生活ができるよう取り組んでいく必要がある。

また、集落が分散しており、公共下水道の整備が困難なため、生活雑排水の放流が河川や水路の汚染原因となって問題になっている。そのため、浄化槽市町村整備推進事業による合併処理浄化槽の普及を推進しているとともに啓発運動を行っている。現在、全体の一般家庭の水洗化率（人口比）は９５．９％であるが、今後も啓発運動を進め水洗化率を高めていくことで、環境衛生の向上を図る必要がある。

し尿処理については、小鹿野町衛生センターにおいて汲取と浄化槽の汚泥収集処理が行われている。小鹿野町衛生センターは、平成４年３月に竣工し供用開始から２９年が経過しており施設の老朽化が進んでいる。このような状況の中、秩父地域の１市４町において、し尿処理事業の合理的で持続可能な体制を築くため、事業の広域化・事業統合を進めている。

本町には、公衆トイレが５６箇所あり、地域住民、観光客及び災害時など、多目的な利用がされている。しかし、長年の利用による施設の老朽化や水洗化されていない施設など、現在の利用者ニーズに合わないものもある。そのため、施設の改修や水洗化を図るとともに、観光客の利便性の向上を図るため新規設置なども検討する。

ごみ処理は、秩父広域市町村圏組合に包括され、一括収集処理を実施している。組合では、ごみの収集を行い、ごみの排出を減量するとともに資源化に努めている。

本町の上水道区域内は、秩父広域市町村圏組合において運営されているが、水道区域外においては、飲料水供給施設や自家用水などを利用しており、組合や個人で維持管理を行っている。経年による老朽化や山間地であるため災害等による破損など、適切な施設の維持管理をする必要がある。

（２）その対策

ア　消防防災・救急

災害から住民を守るため、老朽化した消防車両の更新並びに消防団詰所の改築、修繕を計画的に進める。交通、水利に恵まれない山間地域は、火災に対する初期消火体制の確立が重要なことから、消火栓や防火水槽等消防水利施設の整備を実施するとともに、消防団員数が年々減少していく中で今後も消防力を維持していくために、引き続き団員確保に努めるほか、消防力が低下せず団員の負担が軽減されるよう充実した機械器具の配備を図る。

また、地域住民の防災意識を高めるため防災訓練を順次実施するとともに、自然災害時の孤立集落解消対策として、流出した土砂の撤去や積雪時の除雪作業が円滑に行えるよう依頼業者との連携体制を確立する。

救急搬送体制については、救急資機材の高度化を支援し、秩父消防署西分署との連携体制を強化したドクターヘリの活用など救急業務の体制整備を継続的に推進する。

イ　住環境

町営住宅については、住民のライフスタイルの変化やニーズの多様化、経済状況の変化等に対応するため、公共施設等総合管理計画や町営住宅等長寿命化計画の方針に基づき効率的、中長期的な住宅管理を実施する。また、外壁、屋根、トイレ等の修繕、改修を行い、新たなニーズに対応した良好な住環境整備を図るとともに、今後は、民間活力を利用した住宅政策を推進する。

また、緊急時車両の進入がスムーズに行えるよう周辺環境を整備するとともに、住民に危険、不安等の影響を与えている老朽化した町営住宅については、解体、除却を推進し、居住環境の安心・安全の確保と良好な景観維持に努める。

一般住宅の支援として、安全な暮らしを守るため木造住宅の耐震診断及び木造住宅耐震改修補助金の周知を行うとともに、空き家の所有者・管理者に対して、適正管理に係る意識啓発に努める。

ウ　環境衛生

豊かな自然を維持・保全するとともに、健康で快適な生活を推進するため、住民と行政が協働し、環境に対する意識の醸成を図る。

生活排水処理については、浄化槽市町村整備推進事業計画に沿って、高度処理型合併処理浄化槽の普及、整備を進め、生活環境の改善と河川水質の浄化を

図る。

また、し尿処理の持続可能な事業体制を築くため、事業の広域化を推進する。

公衆トイレについては、老朽化した施設の改修や水洗化、および新規設置など利用者の利便性や快適に利用できる環境づくりに努める。

ごみ処理は、秩父広域市町村圏組合によって行われ、資源ごみの分別収集を実施しているが、リサイクルや環境問題に対する理解が得られるようになってきたことから、今後も引き続き啓発活動を図りごみ排出量の減量化に努める。

給水区域外にある飲料水供給施設や自家用水については、生活する上で必要不可欠であることから、適切な維持管理に努めるとともに、必要な支援を実施するなど、良好な生活環境の維持を図る。

（３）事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展施策区分	事　業　名 （施設名）	事　業　内　容	事業 主体	備考
５　生活環境の整備	(1)水道施設			
	その他	飲料水供給施設改修事業	町	
	(2)下水処理施設			
	その他	①浄化槽市町村整備推進事業 ３２５基	〃	
		②市町村設置型浄化槽 槽内修繕７５基	〃	
		③市町村設置型浄化槽 鉄蓋修繕　５基	〃	
		④し尿処理及び浄化槽管理システム新事業	〃	
		⑤公衆トイレ新設事業	〃	
		⑥公衆トイレ改修・水洗化事業	〃	
	(3)廃棄物処理施設			
	し尿処理施設	①受入整備	〃	
		②汚泥処理設備	〃	
		③高度処理設備	〃	
		④脱臭設備	〃	
		⑤主処理	〃	
	(4)火葬場			
	(5)消防施設	①消防団詰所新築工事３箇所	〃	
		②消防団器具置場解体工事 ２箇所	〃	
		③防火水槽新設工事 40 ㎥級６基	〃	
		④小型動力ポンプ付積載車 １台（軽自動車）	〃	
		⑤小型動力ポンプ付積載車２台	〃	
		⑥水槽付ポンプ自動車２台	〃	

	(6)公営住宅	①東腰団地外壁等改修２６戸	町	
		②北扶桑ケ原団地外壁等改修１２戸	〃	
	(7)過疎地域持続的発展特別事業			
	環境	①生活水用設備設置事業	〃	
		②地区環境衛生活動事業	〃	
		③クリーンウォーク推進事業	〃	
		④廃棄物リサイクル推進事業	〃	
		⑤し尿処理事業広域化負担金	〃	
		⑥水道料金対策補助金	〃	
	危険施設撤去			
	防災・防犯	①火災予防モデル分団	〃	
		②小鹿野町消防団員準中型等自動車運転免許取得費補助金	〃	
	その他	①木造住宅耐震化支援事業	〃	
		②空き家対策支援事業	〃	

（４）公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等については、個々の施設等の現況及び利用状況などを十分に踏まえ、総合管理計画に定める基本原則に沿った公共施設等の維持管理や更新、統廃合及び長寿命化などを計画的に推進していく。

7　子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

（１）現況と問題点

ア　子育て支援

本町の令和元年度中の出生数は３３人、平成２７年は４８人であり、５年間で３１．３％減と大幅に減少している。このことについては、特に本町の労働力の中核をなす生産年齢人口（１５歳から６４歳）の大幅な減少が、年少人口（１５歳未満）の減少に影響を及ぼしていると考えられることから、いかにして生産年齢人口の減少を食い止めるのかが、出生数の問題と併せて問われている大きな課題である。

少子化や社会環境の変化により保育のニーズが多様化していることもあり、令和２年４月に教育と保育を一体的に行う幼保連携型認定こども園「おがのこども園」を設置した。このことにより町立の保育施設はおがのこども園とおがの保育所の２施設となっている。

令和２年３月に策定した第２期小鹿野町こども・子育て支援事業計画に基づき、妊娠期から子育て期にわたるさまざまなニーズに対応して安心して出産、子育てができるようワンストップで切れ目なく支援する拠点を開設するなど、子育てに関する包括的な相談・支援体制の整備を実施してきた。今後は、地域全体で子育てを支援する仕組みを再構築しながら健全な地域社会を形成していくことが課題として挙げられる。

イ　高齢者等の保健及び福祉

本町の高齢化率は３３．３％（平成２７年国勢調査）となっており、埼玉県でも高い値となっている。特に山間地域で高齢化率が高く、地域コミュニティの存続が危ぶまれているところもあり、まちづくりを行う上でも地域の活力が失われることが最も大きな課題となっている。

高齢者福祉については、地域社会で自立、自活できなくなった方を受け入れる施設の整備を行う。一方、全国的に施設型から在宅型への転換が進められる中、本町でも多くの方が最後まで住み慣れた地域の中で生活していくことを希望しており、在宅生活支援の継続・強化を併せて図る必要がある。

高齢者を見守る側の高齢化も進むことから、高齢者の孤独死や老老介護、高齢者の閉じこもり、認知症の増加などの問題に対応していく見守り支援体制づくりもさらに重要となる。

今後、益々の高齢化社会を迎えるにあたり、医療や介護、福祉サービス等の費用が増大し、町財政や介護保険制度の運営に影響を与えることが懸念されている。健康で自立した生活を少しでも長く続けられる環境をつくるため、介護予防や生活支援、認知症高齢者に対する効果的な施策が必要とされている。

（２）その対策

ア　子育て支援

本町の児童数は、過疎化・少子化により減少している。一方、保育需要の増加により認定こども園や保育所に対する教育・保育内容の充実など子育て支援に対する期待は高まっている。

第２期小鹿野町子ども・子育て支援事業計画の基本理念で定めた「安心して産み育てられるまちづくり」の実現のため、教育、保育の充実、サービスの充実、保育料負担軽減や子ども医療費に対する支援措置など現行施策の充実改善を図りながら継続実施していくとともに、ＩＣＴ（情報通信技術）の活用で、子育て情報が直接利用者にお知らせできる子育て支援アプリを活用し積極的な情報発信を進める。

また、「子どもたちを健やかに育てるためには、家族の努力のみでは限界がある」ということを地域全体の共通認識とし、「子育て世代を、住民をはじめとした地域全体で支援する」という心構えを共有できるような取組を推進する。

イ　高齢者等の保健及び福祉

高齢化社会にあっては、高齢者自身がその主役となることから、自らの豊富な知識と経験を基に、その能力と意欲に応じて積極的に役割を担い、自立自助と相互扶助の精神をもって元気に活躍し、いつまでも健康でいきいきとした生活を送ることができるよう支援する。

本町では、平成２７年度より介護予防ボランティアを育成し、こじか筋力体操による住民主体の通いの場を町内１６箇所に広めるなど、健康長寿の地域づくりを進めている。高齢化率が最も高い倉尾地区では、高齢者が健康意識を持ちながら、地域の交流を深め、楽しく、助け合い支え合う地域づくりを目指して活動組織を立ち上げた行政区があり、高齢者が中心となって地区の環境荒廃対策に取り組む活動に発展している。令和３年度には、地域と町が連携して、地域の魅力を活かした健康長寿の地域づくりを行うモデル事業として、倉尾地区に「集落支援員」を配置したところである。

また、増加する単身高齢者や高齢者夫婦世帯、認知症高齢者の見守り体制の

強化として、小鹿野町高齢者見守りネットワーク会議では、「高齢者のための暮らしの応援あんしん手帳」を作成するとともに「チームオレンジ」の体制づくりに取り組み、高齢者が安心して暮らせるやさしい町づくりを目指している。

さらに、若い時から自らの健康への関心を促し健康づくりの意識啓発を行い、生活習慣病予防、寝たきり予防、認知症予防に向けた病気にならない健康な体を作ることへの取組を重点的に実施する。

また、高齢者が在宅のままできる限り自立した生活を営むことができるように、高齢者やその家族の意思を尊重しながら支援に努め、医療、介護、福祉、予防、住まい、生活支援のこれらが一体的に提供される地域包括ケアシステムを継続し、高齢者が健やかにいきいきとした生活が送れるよう努め、相互扶助の精神に則った地域運営組織による買い物や通院支援など地域の共助を主体とした新しい施策の展開を図る。一方、生活支援施設または養護施設等に頼らざるを得ない高齢者については、受け入れ施設自体の確保に合わせ、個人の生活の質も考慮した施設整備を行う必要がある。

（３）事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展施策区分	事　業　名 （施設名）	事　業　内　容	事業 主体	備考
６　子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1)児童福祉施設			
	保育所	①おがの保育所屋根塗装工事	町	
		②旧両神保育所屋根塗装工事	〃	
	子育て支援センター	子育て支援センター屋根塗装工事	〃	
	(2)認定こども園	おがのこども園屋根塗装工事	〃	
	(3)高齢者福祉			
	高齢者生活福祉センター	①高齢者生活福祉センターエレベーター修繕	〃	
		②高齢者生活福祉センター空調設備改修工事	〃	
	老人ホーム	①養護老人ホーム屋根防水シート改修工事	〃	
		②養護老人ホーム空調設備改修工事	〃	
		③養護老人ホームエレベーター整備	〃	
	その他	①般若の丘・いきいき館空調機更新工事	〃	
		②般若の丘いきいき館送迎バス整備	〃	
	(4)介護老人保健施設	訪問用自動車購入 自動車３台 入浴車１台	〃	
	(5)障害者福祉施設			
	(6)母子福祉施設			
	(7)保健センター	保健福祉センター屋根防水シート改修工事	〃	
	(8)その他社会福祉施設	①けんこう交流館屋上防水工事	〃	
		②けんこう交流館空調機更新工事	〃	

		③けんこう交流館トイレ改修工事	町	
	(9)過疎地域自立的発展特別事業			
	児童福祉	①小児生活習慣病予防の検査と相談の実施（中学２年生）	〃	
		②こども医療費助成事業	〃	
		③子育て支援拠点事業（ひろば型）	〃	
	高齢者・障害者福祉	集落支援総合対策事業（集落支援員）	〃	
	健康づくり	①がん検診無料券の配布（大腸・乳・子宮）	〃	
		②生活習慣病予防対策モデル事業	〃	
		③生活習慣病予防対策事業	〃	
		④ヘルスプロモーション事業（健康経営支援事業）	〃	
		⑤健康増進事業	〃	
		⑥いつでも健康相談	〃	
		⑦健康ふれあいフェスティバル	〃	
	その他	①老人クラブ活動費補助金	〃	
		②不妊治療費の一部助成	〃	
		③子育て支援金支給事業	〃	
		④育児パッケージ・オムツ支給事業	〃	
		⑤子育て支援アプリ	〃	
		⑥地域移動販売支援事業	〃	

（４）公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等については、個々の施設等の現況及び利用状況などを十分に踏まえ、総合管理計画に定める基本原則に沿った公共施設等の維持管理や更新、統廃合及び長寿命化などを計画的に推進していく。

８　医療の確保

（１）現況と問題点

高齢化が進展する中、疾病の早期発見、早期治療を目的に各種集団検診等を実施しているほか保健師による訪問指導などにより効果を上げている。食生活の改善を目的とした料理教室の開催や健康づくり教室の実施など、認知症・要介護状態にならないための予防対策を積極的に推進している。

医療機関は、町内に中核的な病院としての町立小鹿野中央病院と一般診療所が５施設、歯科診療所が５施設あり町民の医療を担っている。しかし、秩父圏域内でも、産婦人科専門診療科目の整った病院が少ないことから、子育て世帯における医療の不安や不便感が大きい。

高齢者においては、年齢の高まりとともに有病率も高くなり病院の利用も多く、通院に関する公共交通の利便性の向上や専門的な診療についての町民ニーズは多い。

救急患者は、常備消防に配備されている救急車で指定病院に移送され、治療が受けられる体制になっているが、夜間の救急搬送の受け入れ病院が秩父郡市内に３病院のみで、今後の対策が必要である。

また、重傷者搬送手段としてのドクターヘリ出動回数は年々増加しているが、天候の状況などによって離 発着できないなど、不測の事態における対応は万全とはいえない。

（２）その対策

地域医療体制のより一層の充実を図るために、町立小鹿野中央病院において多様な患者ニーズに対応する医療機器等を導入し受入体制の充実を図る。

また、慢性的な医師、看護師不足解消のため奨学金制度を継続し医師・看護師の育成と確保を行いながら人材の充実を図る。

町立小鹿野中央病院では、かかりつけの在宅療養者への緊急対応として、急変時特別入院制度を導入し、安心して在宅療養が継続できる体制をつくるとともに、夜間・休日の二次救急病院の負担軽減を図っている。

また、増加する悪性新生物への対応として、専門医療機関との連携による緩和ケアを実施し、緩和ケアチームによる在宅医療と入院の切れ目ないケアを提供している。

診療科については、産婦人科をはじめとする医療に対しての不便さや不安を

解消する対策として、秩父圏域内で高度な医療を確保できるように圏域内自治体並びに医療機関と連携協力して医療体制の整備を促進する。

さらに、民生児童委員、健康サポーター等、地域ボランティアネットワークを通じて情報を収集しながら、ひとり暮らしや認知症高齢者等、医療の必要性のある方に対して、保健福祉センターとの連携により、保健師の巡回訪問等を実施するなど専門職による対応で予防や治療につなげる体制を充実強化する。

救急患者が、ドクターヘリの活用等迅速かつ適切な治療を受けられるように広域的緊急搬送体制の拡充に努めるとともに救急救命士の確保など円滑な救急医療体制の充実を促進する。

（３）事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展施策区分	事　業　名 （施設名）	事　業　内　容	事業 主体	備考
7　医療の確保	(1)診療施設	①吸収冷温水発生装置改修工事	町	
		②エレベータ改修工事	〃	
		③電気室中央配電盤更新工事	〃	
		④防災用受信盤更新工事	〃	
		⑤蛍光灯ＬＥＤ化改修工事	〃	
	(2)特定診療科に係る診療施設			
	(3)過疎地域持続的発展特別事業			
	その他	①町立病院運営費補助金	〃	
		②医学生修学資金奨励金	〃	
		③看護学生修学資金奨励金	〃	

（４）公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等については、個々の施設等の現況及び利用状況などを十分に踏まえ、総合管理計画に定める基本原則に沿った公共施設等の維持管理や更新、統廃合及び長寿命化などを計画的に推進していく。

９　教育の振興

（１）現況と問題点

ア　学校教育

本町の小学校は、小鹿野小学校（２７０人：令和３年５月現在）、長若小学校（５１人：令和３年５月現在）、三田川小学校（３８人：令和３年５月現在）、両神小学校（８３人：令和３年５月現在）の４校を維持しているが、児童数は年々減少の一途をたどり、複式学級を有する学校も出てきており、今後もこの傾向は続き小規模校における教育の充実及び児童数減少に伴う適正な対応が課題として挙げられる。

中学校においては、平成２７年度に町内に４校あった小鹿野中学校、長若中学校、三田川中学校、両神中学校を統合し、新たに平成２８年度から小鹿野中学校（３０８人：令和３年５月現在）として開校した。

児童生徒の学力の実態については、諸調査の結果、平均すると標準的な学力よりやや低い傾向が出ているため、更なる学力向上に向けた取組が必要であり特に読解力の向上が課題として挙げられている。

施設面については、各小中学校校舎は、旧建築基準法で建設されているため平成１９年に耐震診断を実施した。その結果、平成２０年に策定した小鹿野町立学校施設耐震化計画に基づき耐震補強工事を実施し、各校舎及び体育館とも工事は完了している。

また、平成２５年には、中学校校舎の大規模改修の実施や平成２８年には町内の給食調理場を一つに統合し、新たな学校給食センターとして整備するなど、児童生徒のよりよい学習環境、生活環境の実現に向けた取組を実施してきた。

しかし、まだまだ施設本体の老朽化が進行している施設が多く必要な修繕、改修は今後とも計画的に実施し良好で安全な環境を確保する必要がある。

イ　社会教育、社会教育施設

生涯学習については、情報化・国際化に伴い生活スタイルの変化や余暇時間の増加により、個々の学習意欲が高まり、学習ニーズは多様化している。高齢社会の中で、生涯学習の果たす役割は、自らの生きがいづくりなど従来にも増して大変重要となっている。

本町では、小鹿野文化センター、両神ふるさと総合会館を拠点として町の特色を生かし生涯学習活動の推進を図ってきたが、多様化する学習活動や新たな

ニーズに対応するため、今後は社会情勢やライフスタイルの変化に応じた社会教育事業へ取り組むとともに、各方面の指導者、ボランティア等の人材育成、確保に向けたソフト面の充実も課題として挙げられる。

体育施設としては、小鹿野町総合運動公園に野球場、テニスコート、グランドゴルフ場、武道場、多目的グランドや体育館などの施設を整備しており、地域住民がさまざまなスポーツ・レクリエーション活動に取り組み、町民の健康づくりやコミュニケーションを形成する上で、大きな役割を果たしている。しかしながら、近年、運動する機会の減少により、子どもたちの体力低下や運動不足による疾病等が懸念されている。スポーツの普及振興にはスポーツ協会、スポーツ少年団、各種スポーツクラブ等の組織が積極的に活動できるよう連携を図り気軽にスポーツに親しむ環境づくりを進めている。

スポーツ活動の拠点となる社会体育施設は、利用者の利便性向上を図るため維持補修を行っているが、設備の老朽化が進んでいる部分もあり、適切な修繕、改修を実施し安全性の確保や新たなニーズに対応できる整備が必要である。

（２）その対策

ア　学校教育

本町では、「かがやく未来へ　おがの人づくり」を基本目標とし、家庭と地域、学校、行政の密接な連携のもと子供たちの学力向上を図り、郷土小鹿野への誇りと確かな人間力の育成を掲げ、地域に根ざし、地域を拓き、地域の未来を担う人材の育成に向けた取組を教育ビジョンに則り、今後ともより一層積極的に推進することを目指していく。

教育環境整備の一環として、安全に登校できる新たな手段の確保やスクールバスの老朽化した車両の更新及び民間会社への運行業務委託を行い、登下校時の安全性向上、遠距離通学児童の負担軽減と学習環境支援を図る。

また、令和２年度中に全児童・生徒分のタブレット端末の整備が完了したため、今後ＧＩＧＡスクール構想に基づきタブレット端末を用いたＩＣＴ（情報通信技術）教育を積極的に推進していく。

学校施設等については、老朽化による校舎、体育館の改修工事やプールの修繕、校庭の改良工事、教育情報システムの整備など時代に即した教育設備の充実を図るとともに、小学校の統廃合を視野に入れた施設整備を推進する。未利用校舎等の有効的な利活用策や老朽化した廃校舎等の解体・撤去についても視野に入れ検討を行う。

学力の向上は、人間力育成の根幹となる課題であるため、学校・家庭・地域

が一体で学力の向上を目指すことを目的に家庭教育の推進と小鹿野未来塾の充実を図る。さらに、子育て世帯の経済的負担の軽減と流入人口の増加を目的に小学生から中学生までの給食費並びに教材費の一部無償化などの義務教育家庭における支援を推進する。

また、本町に設置されている県立小鹿野高等学校は、高等教育の場のみならず、地域住民とのふれあいやボランティア活動など、社会教育活動の振興にも大きく貢献している。しかし、少子化が進行する中、生徒確保が困難な状況となっていることから、今後とも県南等からの山村留学生の受入支援や新たに遠距離通学者に対しての支援制度創設、福祉教育の実践支援など地域と密着した特色ある学校への支援を推進する。

イ　社会教育、社会教育施設

社会教育は、生涯学習の中核的機能を果たす分野であり、世代ごとの各種講座や世代間交流活動を通じ自ら学び活動することで自己の充実と豊かな人間性を育成する役割を果たしているため、今後とも地域に密着した生涯学習事業を積極的に推進するとともに、平成２８年度にスタートした「小鹿野ときめき生活推進大学」などを中心に、住民が生涯にわたって日常的に多様な学習ができる環境づくりを推進する。

図書館においては、地域の拠点としての学習活動・課題解決を支援する情報の提供などや、学校図書館と連携した学習活動の支援事業の一環として郷土資料の保存と活用を図るためのデジタル化の推進に努める。

生涯スポーツの分野においては、町民の誰もがそれぞれの体力や目的に応じたスポーツやレクリエーションに親しめるよう、その普及や施設の整備充実に努めてきた。そのような状況下、総合運動公園野球場のスコアボード、テニスコートやグラウンドの夜間照明施設等の老朽化が進み支障をきたしているため改修工事を行う。

また、体育館の屋根が老朽化による雨漏りがあることから整備改修を進める。

その他の体育施設に関しても計画的に適切な管理及び整備・改修をすることで、利用者の安全性を確保しすべての町民が気軽に様々なスポーツを楽しみながら、安心して体力づくりやコミュニティの場として活用できる環境整備を推進する。同時に、町スポーツ協会やスポーツ少年団等の育成・支援体制を強化し、指導者の育成・確保に努める。

（３）事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展施策区分	事　業　名 （施設名）	事　業　内　容	事業 主体	備考
８　教育の振興	(1)学校教育関連			
	校舎	①小鹿野小学校中庭整備工事	町	
		②小鹿野小学校校舎照明ＬＥＤ化工事	〃	
		③小鹿野小学校フェンス改修・門扉設置工事	〃	
		④小鹿野小学校旧給食調理場解体工事	〃	
		⑤小鹿野小学校校舎耐震診断	〃	
		⑥小鹿野中学校校舎照明ＬＥＤ化工事	〃	
		⑦旧倉尾小学校校舎・プール解体撤去工事設計業務委託	〃	
		⑧旧倉尾小学校校舎・プール解体撤去工事	〃	
		⑨旧両神中学校プール解体工事	〃	
		⑩旧両神中学校さわやか相談室解体工事	〃	
		⑪小中学校校舎等雨漏修繕工事	〃	
		⑫小中学校防犯カメラ設置工事	〃	
		⑬小中学校授業用タブレット端末更新	〃	
		⑭小中学校大型ディスプレイ設置工事	〃	
		⑮教育情報システム整備	〃	
	屋内運動場	①小鹿野小学校体育館更衣室設置工事	〃	
		②小鹿野小学校体育館空調設置工事	〃	
		③小鹿野小学校体育館全面用バ	〃	

		スケットゴール設置工事		
		④小鹿野中学校第一体育館手摺改修工事	町	
		⑤小鹿野中学校第二体育館バスケットゴール改修工事	〃	
		⑥小鹿野中学校第二体育館用具庫設置工事	〃	
		⑦小鹿野中学校体育館空調設置工事	〃	
		⑧小中学校体育館雨漏修繕工事	〃	
		⑨小中学校体育館照明ＬＥＤ化工事	〃	
	屋外運動場	①小鹿野小学校校庭改修工事	〃	
		②小鹿野小学校木製遊具設置工事	〃	
		③小鹿野小学校バスケットコート整備、ゴムチップ舗装工事	〃	
		④小鹿野中学校外周ランニングコース設置工事	〃	
	水泳プール	①三田川小学校プール改修工事	〃	
		②両神小学校プール改修工事	〃	
		③長若小学校プール改修工事	〃	
	スクールバス	①小鹿野小学校スクールバス購入	〃	
		②小鹿野中学校スクールバス購入	〃	
		③スクールバス運行業務委託	〃	
	給食施設	①両神小学校旧調理場改修工事（旧両神中学校総合活用関連事業）	〃	
		②学校給食用食缶購入	〃	
		③学校給食センター冷蔵庫購入	〃	
		④学校給食センター真空冷却器	〃	

		購入		
		⑤学校給食センターコンテナ修繕	町	
		⑥学校給食センター熱風消毒保管庫購入	〃	
	⑵集会施設、体育施設等			
	公民館	①文化センターホール冷暖房改修	〃	
		②文化センター舞台照明設備改修	〃	
		③文化センター調理実習室付属設備改修	〃	
	体育施設	①三田川体育館屋根改修	〃	
		②野球場不陸調整等整備工事	〃	
		③相撲場建設	〃	
		④長若体育館屋根改修	〃	
		⑤両神体育館屋根改修	〃	
		⑥総合運動公園テニスコート照明改修	〃	
	図書館	①図書館の施設整備及び機能の向上	〃	
	⑶過疎地域持続的発展特別事業			
	義務教育	①スクールバス運行業務	〃	
		②義務教育支援事業	〃	
		③通学費支援事業	〃	
	その他	①未来塾開催事業	〃	
		②山村留学支援事業費	〃	
		③地域教育支援事業	〃	

（４）公共施設等管理計画との整合

公共施設等については、個々の施設等の現況及び利用状況などを十分に踏まえ、総合管理計画に定める基本原則に沿った公共施設等の維持管理や更新、統廃合及び長寿命化などを計画的に推進していく。

１０　集落の整備

（１）現況と問題点

本町では、生活環境の充実のために、道路、水道、排水路、農林業の基盤整備などを積極的に進め、定住環境は格段に改善してきている。しかし、生活様式の多様化や都市化の進展や核家族化や山間部を中心にした人口流出などの様々な要因から地域の連帯感が希薄となり、山間地域の良さであった地域社会での助け合いの心である互助、共助の意識が薄れつつある。

更に、人口減少、少子高齢化により地域における共同作業や伝統行事の継承など地域維持機能も低下してきている。一方、高齢者の中には交通条件が悪く、不便な環境であっても慣れ親しんだ地域で暮らし続けたいと思う人も少なくない。行政だけでは対応しきれない複雑・困難なニーズも増えてきており、自治会、ＮＰＯ、各種事業者など地域社会を構成する様々な主体が力を合わせて地域の課題を解決する互助、共助の取組が求められる。

（２）その対策

本町全域の生活環境の向上を目指し、道路や排水設備等の更なる基盤整備を進めるとともに集落機能の維持・向上に努める。

また、地域に根差したコミュニティ組織の育成を図るため、町民の多様なニーズや地域の実情に応じた対応が図れるよう自治会、ＮＰＯ、集落支援員、各種事業者など地域社会を構成する様々な方面から力を合わせて地域の課題を解決する地域運営組織による互助、共助への取組を推進する。

さらに、地域住民の心のふれあいを大切にし、昔ながらの助け合いの習慣を維持・継承させるため、地域の文化・スポーツ活動、環境保全や青少年健全育成、地域福祉など地域住民の自主的なやる気、地域を元気にするアイデアを応援する。

（３）事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展施策区分	事　業　名 （施設名）	事　業　内　容	事業 主体	備考
9　集落の整備	(1)過疎地域集落再編整備 (2) 過疎地域持続的発展特別事業 　その他	①地域のやる気応援事業 ②行政区活動費交付金 ③地域自主運営組織育成支援事業費	町 〃 〃	

（４）公共施設等管理計画との整合

公共施設等については、個々の施設等の現況及び利用状況などを十分に踏まえ、総合管理計画に定める基本原則に沿った公共施設等の維持管理や更新、統廃合及び長寿命化などを計画的に推進していく。

１１　地域文化の振興等

（１）現況と問題点

本町には、１４７件の文物を有形・無形の文化財として指定している。毎年行われる歌舞伎・郷土芸能祭や両神ふるさとまつり、各地域の祭事等で伝統芸能が上演され、ふるさとの文化継承のための積極的な活動が行われている。特に、県指定文化財「小鹿野歌舞伎」は役者・裏方が充実し、用具類を自前で作成、調達するなど、全国的にも貴重な文化となっている。これら伝統文化の多くは、地域の熱心な人たちによって受け継がれているが、過疎化、少子化に伴う後継者不足から年々継承していくことが難しい地域も存在している。加えて、太鼓や獅子頭、衣装など備品については、地域ごと文化財ごとに特殊なものを使用しているが、いずれも老朽化が進んでいる状況である。

また、昭和４６年以来本町が各方面より収集を行ってきた１万点を超える文化財関係資料の一般公開についても課題となっている。

文化・芸術活動については、小鹿野文化センターや両神ふるさと総合会館、両神振興会館を拠点に、多くの芸術・文化団体が小鹿野文化団体連合会（４９団体）や公民館クラブ（１４団体）に加盟し積極的な活動を続けている。一方、昭和５９年に建設された小鹿野文化センターは築３５年以上、平成７年に建設された両神ふるさと総合会館は築２５年以上、昭和４８年に建設された両神振興会館は築５０年以上経過し、外壁や内部設備等の老朽化が見受けられ、耐震補強工事も必要となる建物もある。

また、両神ふるさと総合会館内に開設されている町立図書館については、図書館法に基づく蔵書数や図書館面積の基準に達していないことから、基準値に近づけ、地域の情報拠点として町民が主体的に学習できる場のひとつとしてさらに機能を向上させる必要がある。

（２）その対策

先人が築き守ってきた貴重な文化遺産、伝統文化、歴史、郷土芸能、生活文化を適正に保存、継承し、それを子孫に伝えていくことは、極めて重要である。

地域文化の継承は、住民の積極的参加を促し、郷土愛と生きがい、自信、誇りの創出につながっていることから、豊富な知識を有する高齢者や熟練者の知恵を活かし、維持及び継承に係る対策を講じる。老朽化した備品については新調などの対策を講じるとともに、修復が必要な有形文化財についても、必要な

対策を行うものとする。

人口減少や高齢化が進んでいる地域に残る無形文化財や民俗文化財については、後継者の育成も難しいことから、現状を維持していくことも困難な状態である。伝統文化の忠実な継承を図るために映像記録・聞き書きなどの記録活動を推進する。

また、年々減少している民俗資料を後世に残すことを目的に貴重な民俗資料・用具の保存を推進する。

本町が各方面より収集した１万点以上の文化財を良好な環境で収蔵し、一般公開を行うため、旧両神中学校の総合的活用を図る。

芸術、文化活動については、町民が、卓越した芸能や芸術・文化に触れ、気軽に披露し楽しめる機会を設けるため、町民劇場や文化講演会、各種展覧会など従来から行われているイベントの継続や見直しを行い充実を図るとともに町民のニーズにあった新たな企画の創出に努める。

小鹿野文化センター、両神ふるさと総合会館、両神振興会館は、町の文化活動の拠点施設であるため、公共施設等総合管理計画に基づき、適切に維持管理を行い、老朽化した外壁や内部設備の改修、耐震補強工事を実施するとともに、省電力化等ランニングコストの削減に取り組み、町民が安心・安全に使用できる施設を維持する。

両神ふるさと総合会館は老朽化に伴う施設改修と併せて、館内に開設されている町立図書館について、町民誰もが気軽に足を運べるような施設整備や学校図書館との連携事業、地域の実情に合わせたサービスの展開ができる環境整備を行うものとする。

また、郷土の歴史や地域文化を後世に伝えるために、資料保存と活用を図るためのデジタル化の推進に努める。

（３）事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展施策区分	事　業　名 （施設名）	事　業　内　容	事業主体	備　　考
10　地域文化の振興等	(1)地域文化振興施設等			
	地域文化振興施設	①小鹿野文化センター改修	町	
		②両神ふるさと総合会館改修	〃	
		③町立図書館の施設及び機能向上	〃	
		④旧両神中学校総合活用（文化財の展示・保存）	〃	
		⑤おがの化石館改修工事	〃	
		⑥両神振興会館改修工事及び耐震補強工事	〃	
	その他	伝統文化の映像記録作成	〃	
	(2)過疎地域持続的発展特別事業			
	地域文化振興	①文化財の道標設置及び老朽化文化財修復補助	〃	
		②古秩父湾堆積層及び海棲哺乳類化石群保存・活用	〃	
		③歌舞伎のまちづくり事業	〃	
		④地域資料の保存活用事業	〃	

（４）公共施設等管理計画との整合

公共施設等については、個々の施設等の現況及び利用状況などを十分に踏まえ、総合管理計画に定める基本原則に沿った公共施設等の維持管理や更新、統廃合及び長寿命化などを計画的に推進していく。

１２　再生可能エネルギーの利用の促進

（１）現況と問題点

水力や太陽光、風力などの再生可能エネルギーは環境への負荷が少なく、資源が枯渇しないエネルギーであり、化石燃料に代わるエネルギーとして、大きな期待が寄せられている。

本町は森林資源が豊富で、水資源にも恵まれ、快晴率の高い地域であるという特徴を持つことから、自然の力を活用したエネルギーの自給が可能な地域と考えられる。具体的な取り組みについては、公共施設を活用した太陽光発電設備の設置や多くの観光客が訪れる「尾ノ内氷柱」のライトアップをするためのマイクロ水力発電施設の設置補助を実施している。

エネルギーの地産地消を通じた地域脱炭素に向け、水力、太陽光及び木質バイオマスなどの地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入及び支援を推進し、温室効果ガスの抑制に努めることが求められている。

（２）その対策

再生可能エネルギーの活用することは、国が宣言している２０５０年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする脱炭素社会の実現、カーボンニュートラルを目指すことでもある。

本町の資源である木質バイオマス、水力等を活用した再生可能エネルギーの利用促進を検討し、産学官が連携し環境に配慮したエネルギー政策を実施する。

脱炭素社会の実現に向けて、木質バイオマスストーブ等設置費の補助を引き続き継続するとともに、公共施設等への太陽光発電設備の設置及び再生可能エネルギー由来の電力への切り替え等を推進する。公用車については電気自動車（ＥＶ）を始めとする低燃費自動車の導入を図る。

また、持続可能な地域づくりを推進するため、民間事業者と連携し再生エネルギーの導入を計画的、段階的に進めるとともに秩父地域の電力会社であるちちぶ新電力と連携し、電力の地産地消を推進する。

（３）事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展施策区分	事　業　名 （施設名）	事　業　内　容	事業 主体	備考
11　再生可能エネルギーの利用の推進	(1)再生可能エネルギー利用施設	①木質ﾊﾞｲｵﾏｽ関連施設工場建設、外溝工事	町	
		②両神温泉薬師の湯木質ﾊﾞｲｵﾏｽﾎﾞｲﾗｰ設置	〃	
		③国民宿舎両神荘木質ﾊﾞｲｵﾏｽﾎﾞｲﾗｰ設置	〃	
		④公共施設へ太陽光発電施設の設置	〃	
		⑤既存施設への中小規模太陽光発電設備の導入と拡張	〃	
		⑥太陽熱利用設備の導入	〃	
		⑦中小水力発電設備の導入	〃	
		⑧バイオマス発電設備の導入	〃	
		⑨低燃費自動車購入　３台	〃	
		⑩ＬＥＤ照明の導入拡大	〃	
	(2)過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギーの利用	①ﾊﾞｲｵﾏｽｽﾄｰﾌﾞ設置費補助金	〃	
		②営農型太陽光発電設備の導入拡大	〃	

（４）公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等については、個々の施設等の現況及び利用状況などを十分に踏まえ、総合管理計画に定める基本原則に沿った公共施設等の維持管理や更新、統廃合及び長寿命化などを計画的に推進していく。

１３　その他地域の自立促進に関し必要な事項

（１）現況と問題点

ア　健全な財政運営

小鹿野町は、平成１７年に旧小鹿野町と旧両神村の合併により誕生しており、平成２７年度に合併１０年を迎え平成２８年度から段階的に普通交付税の合併算定替えによる特例措置分の縮減が始まった。自主財源の乏しい本町においては、歳入全体に占める地方交付税の割合は平成２８年度決算で４０．４％となっており、縮減の影響は非常に大きい。

合併算定替えの縮減額は、平成２８年度ベースで、平成２８年度▲２４，１５３千円、平成２９年度▲７２，４６０千円、平成３０年度▲１２０，７６６千円、平成３１年度▲１６９，０７１千円、令和２年度▲２１７，３７９千円と段階的に縮減し、令和３年度の特例措置分終了時には▲２４１，５３２千円が見込まれ、地方交付税の約８％が減少することとなる。

また、小鹿野町人口ビジョンによると、平成２７年度時点で人口が１２，４９７人から令和４２年には５，４５１人に減少することが予想されるとともに、高齢化率が３２％から４３％に上昇することで社会保障経費の更なる増加が予想される。以上のことにより年々財政構造の弾力性が失われることで、過疎対策事業への財源確保が難しくなることが考えられる。

イ　地籍調査

当町は、緑豊かな自然を有し、かけがえのない大自然は地球環境の公益性に大きく貢献している。こうした中で、過疎・高齢化が進み田、畑、山林などの手入れができなくなってきており、不在地主も増加している。

適正な土地管理を行っていくことは、行政運営上大変重要であるため、地籍調査の継続実施を進める。

（２）その対策

ア　健全な財政運営

令和３年度の地方交付税特例措置分終了時に向けて歳入の激変を緩和する措置はあるものの、年々財源が不足する状況が考えられる中で、今後は既存事業について事務事業評価を進めながら、事業の見直しをしていくことが大変重要である。しかし、急激な見直しや必要事業の確保については、今後激変緩和措置を超えて更に時間をかけて考慮する必要も出てくることが考えられるため、今後とも過疎地域、集落の維持及び活性化等、住民が将来にわたり安全に安心

して暮らすことのできる地域社会の実現に資する事業の財源として、過疎対策事業債を活用し、基金へ積立を行うことで、過疎対策の費用負担の平準化を図っていく。

イ　地籍調査

計画的な地籍調査を実施する。

（３）計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展施策区分	事　業　名 （施設名）	事　業　内　容	事業 主体	備考
12　その他地域の持続的発展に関し必要な事項	(1)過疎地域持続的発展特別事業	①地籍調査	町	
		②結婚相談員活動費	〃	
		③空き公共施設利活用事業	〃	
		④シティプロモーション事業	〃	
		⑤基金積立事業	〃	

（４）公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等については、個々の施設等の現況及び利用状況などを十分に踏まえ、総合管理計画に定める基本原則に沿った公共施設等の維持管理や更新、統廃合及び長寿命化などを計画的に推進していく。

事業計画（令和３年度～令和７年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 （施設名）	事　業　内　容	事業主体	備考
１　移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	過疎地域持続的発展特別事業	Ｕターン推進奨学金事業 　進学者に対する就学資金の貸付事業 事業効果 　将来、小鹿野町に戻り定住するものには修学資金の返済に対して特典を与え、Ｕターンの促進に繋げ町の人口減少対策を図る。	町	
		移住・定住促進事業 　転入者及び子育て世帯のマイホーム取得者等への奨励金、新婚世帯への家賃助成 事業効果 　転入者への助成や子育て世帯・新婚世帯への助成を行うことにより、定住及び転入の促進及び住宅関連業種の活性化を図る。	町	
		田舎体験推進事業 　田舎体験ツアーの開催 事業効果 　田舎体験ツアーを実施することにより、地域との交流を深め地域活性化を促すとともに、移住対策も併せて推進する。	町	
		協働のまちづくり事業 　町民参加型まちづくり意見交換会の場の提供 事業効果 　住民が気軽に参加できる若者会議等の場を提供することにより、未来に向けてのまちづくりを自由に話し合い、希望あふれるまちづくりが図れる。	町	
		お試し居住用住宅整備事業 　小鹿野町でのお試し居住用の住宅整備事業費 事業効果 　空き家などをお試し居住用に改装した住宅を活用し、実際に町に滞在し生活体験することで、移住に対する不安を取り除くことができ、移住促進が図れる。	町	
		移住促進基盤整備事業 　移住、定住の情報発信や移住相談、仕事探し関連イベントの実施など 事業効果 　移住、定住に関する情報発信や仕事探し・住まい探し支援相談窓口、移住アドバイザーの設置、移住相談会への参加、関連イベントの開催などにより移住人口の増加を図る。 　また、町への協力人材の活用なども取り入れながら実施することで関係人口、交流人口の増加が見込め地域活性化へとつながる。	町	

		インターンシップ事業 　職業体験を通じたインターン研修生の受入れ支援 事業効果 　移住の多様な入口のひとつとして、滞在型の職業体験を一定期間経験できるよう、学生などの受け入れ体制を整備し、雇用支援も含めＩターン人口増加を図る。 　また、町内の学生、就業希望者に対しても適用させることで雇用対策へつながる。	町	
		テレワーク・ワーケーションプロモーション事業 　お試し住宅、みどりの村等テレワーク施設を利用する個人・個人事業主・フリーランサー等を誘致するためのソフト事業 事業効果 　テレワーク・ワーケーションを行う個人等を誘致することにより交流人口の増加を図り、移住者の増加に結びつける。	町	
		結婚新生活支援事業 　地域における少子化対策の強化に資することを目的として、新婚世帯に対して、住居費及び引越費用の一部を補助 事業効果 　婚姻に伴う新生活を経済的に支援し、地域における少子化対策の強化を図る。	町	
		都市住民との交流事業 　関係人口創出及びイベントの参加等 事業効果 　都市部との交流により、地場産品の紹介や来町者の増加が図られる。	町	
		中学生国際交流事業 　中学生海外ホームステイ体験交流 事業効果 　感受性の豊かな時期に異文化を体験し、視野の広い生徒を育成する。	町	
		魅力ある高校づくり支援事業 　小鹿野高校が取り組む、地域との交流活動に対する支援 事業効果 　地域との交流を通じて、将来を担う人材を育成するとともに町の活性化が図られる。	町	
2　産業の振興	過疎地域持続的発展特別事業	新規就農者等育成事業補助金 　新規就農者等を支援するための補助金 事業効果 　出荷や農産物直売所出荷等の販売を目的に営農している者（認定農業者・認定新規就農者）に対して補助することにより農業の振興を図る。	町	
		遊休農地解消総合対策事業 　新規作物導入及び維持管理を支援するための補助金 事業効果 　新規作物の導入や農地の維持管理に対し、経費の一部を補助して、遊休農地の解消と有効活用を図る。	町	

		有害鳥獣対策事業 　有害鳥獣の駆除に対する補助金 事業効果 　電気柵及び防護柵等を設置した農業者及び町が委託する有害鳥獣捕獲事業従事者に対し、狩猟者登録等に必要な経費について補助し、農作物を有害鳥獣から守り、被害防止や生産性を高め、農業の振興を図る。	町	
		小規模農業推進事業 　小規模農業を始めるための支援実施 事業効果 　小規模な農業を推進することにより、多くの人が気軽に農業に参加でき町が活性化される。初期投資の費用が抑えられ、リスクが少なく事業の方向転換がしやすいメリットがある。	町	
		源流地域森林資源有効活用事業 　全国源流の郷協議会負担金 事業効果 　源流域の豊かな自然環境の保全、源流資源の持つ役割りと機能を広く、全国の自治体と連携して訴えることで、源流域の森林資源の価値を高め保全につなげる。	町	
		六次産業等製品販売促進事業 　農林産物等の六次産業製品をインターネット等を利用し販売するための支援を行う。 事業効果 　インターネットを活用した新たな販売方法導入を支援することにより生産者の所得向上を図る。	町	
		小規模事業者創業支援事業 　小規模でも創業を希望する起業家への支援 事業効果 　小規模でも多くの人が、小鹿野町で起業にチャレンジできる体制整備を整えることで、町の活性化を図る。	町	
		稼げるまちの創生事業 　空き公共施設貸出事業 事業効果 　空いた公共施設を利活用するための調査を行い、民間等に貸し出すことにより、交流人口・関係人口の増加、更には移住者を呼び込むことにより、町の活性化につなげる	町	
		工業対策導入事業 　企業の新設や増設等に対する奨励金の交付 事業効果 　企業の新設や増設等に対する固定資産税分の補助や町民を雇用することによる奨励金の交付など、企業誘致や地元企業の支援及び雇用の拡大を図る。	町	

		住宅リフォーム資金助成事業 　リフォーム実施者への補助金 事業効果 　住民の居住環境の改選や生活の向上を図るとともに、町内経済の活性化を促す。	町	
		水道料補助金事業 大口水道使用事業者への支援 事業効果 　大口水道使用事業者の水道料金負担を軽減することに寄与し、地域産業の保護及び振興を図る。	町	
		ふるさとまつり運営費補助金 　ふるさとまつりへの補助金 事業効果 　国民宿舎を中心に年１回開催されるイベントへの補助。地域の物産品などの販売や伝統芸能のステージなどを実施し、交流人口の増加を図る。	町	
		観光振興事業補助金 　観光振興団体への補助金 事業効果 　地域が主体となって、自然、文化、歴史、産業など、地域のあらゆる資源を生かすことによって、交流を振興し、活力あふれるまちを実現するための活動を実施する団体へ助成し、観光まちづくりや観光振興を図る。	町	
		観光協会補助金 　観光協会等への補助金 事業効果 　観光協会への運営費の補助や、ポスター・カレンダー・パンフレットなどの作成費用を補助することにより、一体的な観光振興を図る。	町	
		国民宿舎両神荘運営費補助金 　国民宿舎両神荘への運営に対する補助金 事業効果 　国民宿舎は町の宿泊施設であり、施設を中心としたイベントなども実施しており、都市住民との交流拠点となっている。施設が老朽化しており、その改修費用などを一部補助することにより、安定した運営を支援し、交流を推進する。	町	
		地域商社設立支援事業 　町の地域振興、活性化を図るため、地域資源・産品のブランド化、6 次産品の開発や観光商品の企画・運営を実施する。 事業効果 　地域の雇用の場の創出が図られるとともに町内の観光、商業、農林業事業者の収益向上を図る。	町	

		地域商社指定管理料 　道の駅、国民宿舎、ミューズパーク等の町有観光施設を地域商社が指定管理する。同施設運営の赤字分（公益分等）の一部を指定管理料として措置する。 事業効果 　町有観光施設運営は現状が赤字であるため、指定管理料の措置なしに民間運営は困難である。 　現行の赤字額の範囲で指定管理料を措置する。この指定管理料は年度を経るごとに減額していくことを予定するほか、年度予定額を下回る赤字の場合、差額の一定額を措置するなどによって経営努力評価する。また、これらにより町の財政負担を現状と比較し低減を図る。	町	
		観光ＤＭＯ認定登録事業 　地域商社が観光ＤＭＯ認定取得に併せ観光協会事務を執り行うことにより観光地域づくりの舵取り役を担う。 事業効果 　地域商社が町内観光事業者の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する「観光地経営」により多様な関係者と協同しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現することにより地域活性化を図る。	町	
		着地型観光推進事業 　地域商社が旅行業登録を行うことで地域の観光資源を基にした旅行商品や体験プログラムを企画販売、運営を実施する。 事業効果 　着地型旅行を既存旅行事業者と連携して企画・実施することにより新たな観光素材掘り起こしなどによる地域活性化や町内観光事業者の収益向上に結び付ける。	町	
		観光ブランディング事業 　地域商社が広域連携 DMO、地域連携 DMO の支援のもと地域 DMO 登録を目指すとともに町及び西秩父地域の観光ブランディングの推進を図る。 事業効果 　埼玉県物産観光協会、秩父地域おもてなし観光公社と連携し、マーケティングを基にしたストーリー性を持った地域ブランドを確立することにより、新たな客層をターゲットとした観光商品企画開発し地域の観光事業者の収益向上を図る。観光ブランディング事業	町	
		観光地域人材育成事業 　地域商社、特定地域づくり事業協同組合と連携し地域の観光事業の中核となる人材育成を図る。 事業効果 　統計データやマーケティング、顧客管理等によるエビデンス（証拠）に基づきビジネスモデルが構築でき、状況を見ながら未来を予測し、それに基づいて行動を決定し実行できる人材を育成することにより地域の観光事業者を支援し地域活性化を目指す。	町	

		特定地域づくり事業 　町内民間事業者が設立する特定地域づくり事業共同組合の設立及び運営の支援を行う。 事業効果 　特定地域づくり事業協同組合制度は、主に派遣業を実施する組合への支援制度であり、地域住民のほか任期満了の地域おこし協力隊員を採用し組合員に派遣することに対し人件費を国が財政措置することにより、地域雇用の確保と受入事業所の人件費削減が可能になる。	町	
		6次産品開発事業 　農家等は農業産品を生産、加工、販売する6次産品開発を地域商社が支援する。 事業効果 　地域商社が6次産品のマーケティングやブランド化を支援し、観光土産品開発や農家レストランなどによる観光誘客の推進、農家等の収益向上を図る。		
		テレワーク企業誘致プロモーション事業 　整備したテレワーク施設を利用する企業やその従業員を誘致するためのモニター事業。 事業効果 　テレワーク施設を利用しこれを推進する企業・事業者を誘致する。企業利用は当面短期利用が主のモニター事業を実施するが継続利用を目指し、従業員の2地域居住の推進を図る。	町	
3　地域における情報化	過疎地域持続的発展特別事業	携帯電話等条件不利地域に対する支援事業 　地理的条件の不利地域に対する携帯電話等エリアを整備する事業 事業効果 　地理的条件の不利な地域において携帯電話等を利用可能とするとともに、電波利用に関する不均衡を緩和することで地域の質を向上させ、人口の流出の抑制及び交流人口の拡大を図る。	町	
		ブロードバンド未整備等条件不利地域に対する支援事業 　光ファイバ整備補助事業（高度無線環境整備推進事業） 事業効果 　ブロードバンド未整備等条件不利地域に対し、伝送路設備等の整備を支援することで、地域の質を向上させ、人口流出の抑制及び交流人口の拡大を図る。	町	
		地上デジタル放送条件不利地域環境調査事業 　条件不利地域における地上デジタル放送受信点の調査 事業効果 　地上デジタル放送への移行から１０年程度が経過し、さらに、少子高齢化の進展により施設の改修や維持管理が難しい状況となっている条件不利地域が、組合や設備の再編・再構築を行う場合に必要な受信点の調査を行い、防災上の観点から視聴に大きな支障をきたすことのないよう支援する。	町	

		テレビ共聴施設運営・改修費支援事業 　条件不利地域におけるテレビ共聴施設の運営・改修費の補助事業 事業効果 　地上デジタル放送への移行から１０年程度が経過し、さらに、少子高齢化の進展により施設の改修や維持管理が難しい状況となっている自主共聴組合に対して、その費用の一部を補助することで、災害時の情報収集手段となっている共聴施設を通じた地上デジタル放送の視聴を隔絶させないための支援を行う。	町	
		情報通信技術利活用事業 　「自治体デジタル・トランスフォーメーション（ＤＸ）推進計画」実行に資する情報通信技術の活用 事業効果 　「自治体デジタル・トランスフォーメーション（ＤＸ）推進計画」を実行し行政サービスの質の向上を図ることにより、人口流出の抑制及び少子高齢化対策を図るため、ＡＩ・ＲＰＡ等の新たな情報通信技術やサービス活用を図る。	町	
		地域の持続的発展に資する情報化支援事業 　情報化条件不利地域に対する支援 事業効果 　条件不利地域が要因である情報化未整備地域への支援を行うことで持続的発展を図る。	町	
4　交通施設の整備、交通手段の確保	過疎地域自立促進特別事業	町営バス運営事業 　町営バスの運行事業 事業効果 　民間バスが運行していない路線に町営バスを運行することにより、高齢者などの交通弱者や観光客への足の確保など利便性を向上するとともに、交流人口の増加を図る。	町	
		地域乗合バス路線確保対策費補助金 　民間バス事業者への運営費補助金 事業効果 　住民の交通手段や観光客の足の確保など地域内公共交通に対して、民間事業者での運営を促進することにより、公共交通の利便性の向上、交流人口の増加を図る。	町	
		乗合タクシー運行費補助金 　地域乗合タクシー運行事業者への補助金 事業効果 　交通空白地域内で運行することにより、交通弱者等への交通手段の確保及びバス等への接続による広域的交通手段の確保を図る。	町	

		公共交通空白地有償運送 　公共交通空白地で実施する有償運送事業 事業効果 　山間地域や移動手段の無い交通弱者を対象に低料金で利用できる有償運送タクシーを利用することにより、交通弱者の移動手段の確保と在宅福祉の向上を図る。	町	
		地域公共交通計画策定事業 　地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく地域公共交通計画等の作成 事業効果 　地域が目指すべき将来像とともに、その中で公共交通が果たすべき役割を明確化した上で、公共交通の活性化及び再生に向けた取組の方向性を定め、交通に関するニーズや課題の解決を図る。	町	
5　生活環境の整備	過疎地域自立促進特別事業	生活水用設備設置事業 　給水区域外の住民に対し、生活水用設備の新設又は改修する事業に対する補助金 事業効果 　生活に必要な水道設備に対して補助することにより、町民の衛生的で文化的な生活の向上を図る。	町	
		地区環境衛生活動事業 　地域での環境清掃活動に対する補助金 事業効果 　地域住民の清掃活動等に補助することにより、生活している地域の環境保全と地域の団結意識の高揚を図る。	町	
		クリーンウォーク推進事業 　各団体が実施する、清掃活動に対する報奨金 事業効果 　町内の老人クラブや子供会等ボランティア団体が実施する、道路・公園等に散乱する可燃ごみ、空き缶・ビン等の不燃ごみ等の回収に報奨金を交付し、清掃活動を促すとともに環境保全を図る。	町	
		廃棄物リサイクル推進事業 　各団体が実施する、資源ごみ回収に対する報奨金 事業効果 　町内の小・中学校・ＰＴＡ・子供会等が実施する、紙布類・ビン等資源化できる資源ごみの回収に報奨金を交付し、リサイクル意識の向上を図る。	町	
		し尿処理事業広域化負担金 　し尿処理の広域化に伴い係る経費の負担金 事業効果 　し尿処理の広域化を推進するにあたり、必要な経費を負担し、持続可能で良好な生活環境を確保する。	町	

		水道料金対策補助金 　水道事業が広域化したことに伴う水道料金の差額分の負担金 事業効果 　水道事業が広域化したことにより水道料金が高額となったため、激変緩和対策を実施することにより、住民負担の軽減を図る。	町	
		火災予防モデル分団 　火災予防活動に重点的に取組む分団への報償金 事業効果 　消防団の各分団の中から、火災予防活動に重点的に取組む分団を指定することにより、地域住民との消火訓練の実施など、消防団員と地域住民の更なる防火意識の向上を図る。	町	
		小鹿野町消防団員準中型等自動車運転免許取得費補助金 　普通自動車免許証を有する消防団員で、所属する分団に配備されている消防車両が運転できない消防団員に対し、準中型自動車及び中型自動車の運転免許証の取得にかかる費用の一部補助。 事業効果 　消防車両を運転することができる消防団員の確保と迅速な消防団活動の体制の整備を図る。	町	
		木造住宅耐震化支援事業 　木造住宅の耐震診断及び耐震改修に要した費用の一部を補助。 事業効果 　地震による木造住宅の倒壊等の被害を防ぎ、地震に強い住宅を整備し、災害に強いまちづくりを推進する。	町	
		老朽空き家対策支援事業 　周辺の防災、衛生、景観等に悪影響を及ぼす可能性のある老朽化した空き家等の除却を行う住民に対し、老朽空き家等の除却に要する費用の一部を補助。 事業効果 　放置することが不適切な状態の空き家等の除却を促進することで、安全な住環境の向上を図る。	町	
6　子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	過疎地域自立促進特別事業	小児生活習慣病予防の検査と相談の実施（中学２年生） 　小児生活習慣病の健診の実施 事業効果 　学童期等に検査を実施することにより、病気の早期発見と生活習慣病についての知識を持ち、家族全体で健康を考えた食事や生活習慣を送り、健康の保持促進を図る。	町	
		こども医療費助成事業 　こどもの医療費を０歳から１８歳年次まで助成する。 事業効果 　子どもの疾病の早期発見と早期治療を促し、子どもの健康保持が図られるとともに、子育て世帯の負担軽減及び移住・定住対策となる。	町	

		子育て支援拠点事業（ひろば型） 　木登りや泥んこ遊びなど、日常にあまりできなくなった遊びを通じて、子供たちの自主性や冒険心を育み、いきいきと成長できる遊び場事業を実施する。 　事業効果 　子どもの心身の成長発達に効果があり、保護者も親密になり、重要な子育て支援となる。	町	
		集落支援総合対策事業（集落支援員） 　高齢化の進んでいる地域に集落支援員を配置する。 　事業効果 　住民が健康や支え合いの意識を高め実践することで、高齢になっても愛着を持ち住み慣れた地域で暮らせることの実現を図る。	町	
		がん検診（大腸・乳・子宮）無料券の配布 　無料券の配布 事業効果 　がん検診（子宮頸がん検診、乳がん検診、大腸がん検診）を受診する者の実費徴収を無料にすることにより、がん検診の受診の促進を図り、がんの早期発見並びに健康の保持及び増進を図る。	町	
		生活習慣病予防対策モデル事業 　生活習慣病予防対策モデル地区を指定し助成する。 事業効果 　生活習慣病予防のため、集団的な健康管理活動を実践する生活習慣病予防対策モデル地区を指定し、育成することにより地域住民全体の健康管理についての理解を深める。	町	
		生活習慣病予防対策事業 　生活習慣病予防総合健康診断の受診への助成 事業効果 　住民の健康の保持・増進を図り、医療費の抑制を図る。	町	
		ヘルスプロモーション事業（健康経営支援事業） 　働く世代の健康づくり（青年期・壮年期） 事業効果 　青年期、壮年期の働く世代の健康づくりを中心に、若い時から健康に意識を向けてもらうよう取り組むことで、町全体の医療費抑制を図る。	町	
		健康増進事業 　地域や個人を対象に健康指導の実施や健康マイレージの実施 事業効果 　保健師による保健指導や健康長寿埼玉モデルの実施など、健康増進に努めるとともに、医療費削減を図る。	町	

		いつでも健康相談 　２４時間いつでも、健康・医療・育児・介護など日常生活で困っていることの相談ができる。 事業効果 　住民がいつでも相談できる体制をとることで、日常生活の不安の解消など心身の健康管理をすることにより、安心した生活が送れる環境を整える。	町	
		健康ふれあいフェスティバル 　町立病院と保健福祉センターを会場に健康と福祉を啓発するイベント 事業効果 　輪投げ大会や運動体験、骨密度検査など、健康に関する様々な催しを開催し、健康意識の高揚と福祉の増進を図るとともに、親しみやすい町立病院の理解を深める。	町	
		老人クラブ活動費補助金 　各老人クラブに対する補助金 事業効果 　老人クラブ活動を活発にすることにより、健康で自立した生活を促し、身近な仲間と支え合える住みよい地域づくりを進める。	町	
		不妊治療費の一部助成 　不妊治療に要する補助金 事業効果 　不妊治療を行っている夫婦に対し、その費用の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図るとととともに少子化対策に資する。	町	
		子育て支援金給付事業 　子どもの出産を祝うとともに健全な成長を願い、支援金を給付する。 事業効果 　子育て支援金を支給することにより、次世代を担う児童の健全育成と子育て家庭の経済的負担を軽減し少子化対策を図る。	町	
		育児パッケージ・オムツ支給事業 　保健師が対象の妊婦さんに、赤ちゃんを迎える生活の様子や出産後の母子保健サービスを説明し、育児に役立つギフトをプレゼント。また１歳になる誕生月まで、おむつ券を給付する。 事業効果 　安心して子育てができるよう、子育て世代包括支援センターを立ち上げ、保健師と連携しながら妊娠から出産・子育てを応援するとともに、おむつ券の助成により経済的負担の軽減を図るなど、出産を奨励し少子化を抑制する。	町	
		子育て支援アプリ 　母子手帳機能を有する健康管理ができるアプリで、町の子育て情報等が配信できる。 事業効果 　妊産婦や乳幼児の健康の維持増進を図る。 　また、町の子育て情報等の配信により、核家族化が進む若い世代が安心して出産・子育てができる環境作りとなる。	町	

		地域移動販売支援事業 　食料品等の購入が困難な地域を解消し、高齢者をはじめとする町民の生活を守り、生活の利便性を確保する。 事業効果 　交通弱者に対する買い物支援や高齢者の見守りの強化が図れる。	町	
7　医療の確保	過疎地域自立促進特別事業	町立病院運営費補助金 　国保町立中央病院への運営費補助金 事業効果 　地域の中核病院であるとともに、地域包括ケアの拠点でもあるので、運営費を補助することにより、安定的な経営と診療体制を確保する。	町	
		医学生修学資金奨励金 　将来医師として町の指定する医療機関に勤務しようとする者に対して、修学資金を貸し付ける。 事業効果 　保健福祉医療行政の推進に必要な医師の確保を図る。	町	
		看護学生修学資金奨励金 　将来看護師として町の指定する医療機関に勤務しようとする者に対して、修学資金を貸し付ける。 事業効果 　地域医療の維持・向上に向けて、看護師の養成と確保を図る。	町	
8　教育の振興	過疎地域自立促進特別事業	スクールバス運行業務委託 　小鹿野町立学校スクールバスの運行事業 事業効果 　小鹿野町立学校の児童・生徒の通学に対してスクールバスを運行することにより、登下校時の安全性の向上、遠距離通学児童・生徒の負担軽減を図る。	町	
		義務教育支援事業 　小学生から中学生までの給食費・教材費の一部無償化 事業効果 　小学生から中学生までの給食費及び教材費の一部を無償化することにより、子育て世帯の経済的負担の軽減、他市町村との差別化を図り、流入人口の増加を目指す。	町	
		通学費支援事業 　高等学校への通学費に対する助成 事業効果 　高等学校への通学に対して助成することにより、費用面での負担を軽減し、子育て支援及び人口流出を防ぐ。	町	

		未来塾開催事業 　学力向上を目指し、家庭・地域が総力を挙げ教育活動の支援をする。 事業効果 　小学校サマースクールの実施や家族と一緒に学習できる英検・漢検受験講座、小鹿野高等学校の協力による科学不思議講座など、家庭と地域・学校が密接な連携のもと、学習意欲や学力向上を図り、地域から未来を担う人材の育成に努める。	町	
		山村留学支援事業費 　県立小鹿野高校が実施している山村留学に係る支援 事業効果 　県立小鹿野高校が実施している山村留学制度を応援している。（特）秩父盆地野球振興会に補助することにより、山村留学生に対する昼食の配食事業や野球を通じての小鹿野高校への支援及び地域の活性化を図る。	町	
		地域教育支援事業 　地域団体が運営する生涯学習活動を支援 事業効果 　町民の学びあう場を創出し、地域の活性化につなげるとともにつながりを深める取り組みとする。	町	
9　集落の整備	過疎地域自立促進特別事業	地域のやる気応援事業 　地域の活性化対策を実施する行政区や団体に対する補助金 事業効果 　「地域のやる気」を応援し地域活性化の事業を実施する団体に補助することにより、地域の活力を高め人口減少の抑止を図る。	町	
		行政区活動費交付金 　各行政区に対する活動費交付金 事業効果 　町内行政区の活動を円滑にし、その機能の維持及び町政の円滑な運営を図る。	町	
		地域自主運営組織育成支援事業 　住民の公共的な活動への主体的参加による共助のまちづくりを支援する。 事業効果 　人口減少、高齢化が進む中、行政区を超えた広い範囲で住民の公共的な活動による地域づくりを行政と住民との協働で実現することが期待できる。	町	

10 地域文化の振興等	過疎地域自立促進特別事業	文化財の道標設置及び老朽化文化財修復補助 　文化財の適正な維持管理を実施する。 事業効果 　文化財の適正な維持管理や案内看板の設置など、大切な文化遺産の永続的な継承を実施する。	町	
		古秩父湾堆積層及び海棲哺乳類化石群保存・活用 　国指定天然記念物の保存及び活用 事業効果 　国指定天然記念物に指定されている「古秩父湾堆積層及び海棲哺乳類化石群」の適正な保存及び活用し、交流人口の拡大を図る。保存・活用の拠点として、おがの化石館の展示レイアウトを見直し、年代別に分類する。表示も文献に基づくものとして博物館としての質を上げ、歴史の発信拠点とする。	町	
		歌舞伎のまちづくり事業 町の郷土芸能である歌舞伎の保存と支援の実施 事業効果 　町の郷土芸能である歌舞伎の伝承教室の開催や各団体への補助等を実施することにより郷土芸の承継、 　また、各種イベント等の開催により交流人口の拡大を図る。	町	
		地域資料の保存活用事業 　地域資料(町発行の資料、広報など)のデジタル化 事業効果 　地域資料(町発行の資料、広報など)の長期保存を図るため資料のデジタル化行い、利用者への地域情報の提供及び学校教育現場での地域学習を支援し、サービスの向上を図る。	町	
11 再生可能エネルギーの利用の促進	過疎地域自立促進特別事業	バイオマスストーブ設置費補助金 　バイオマスストーブの設置に対する補助金 事業効果 　木質バイオマスエネルギーの利活用を推進することにより、地球温暖化の防止を図るとともに、林業及び木材産業の活性化を推進する。	町	
		営農型太陽光発電設備の導入 　営農型太陽光発電設備を導入する農家への補助金 事業効果 　作物の販売収入に加え、売電による収入や発電電力の自家利用により、農業者の収入拡大による農業経営のさらなる規模拡大と遊休農地の利活用を図る。	町	
12 その他地域の自立促進に関し必要な事項	過疎地域自立促進特別事業	地籍調査 　一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する。 事業効果 　境界や形状など現状とは異なっている場所があるため、調査をすることにより正確な面積等を算出し、固定資産税の基礎情報など、様々な行政事務の基礎資料として活用を図る。	町	

		結婚相談員活動費 　結婚相談員への補助金 事業効果 　結婚相談員による出会いの場の提供により、交流活動の活性化を図るとともに少子化対策に資する。	町	
		空き公共施設利活用事業 　空き公共施設の利活用に関する調査・検討 事業効果 　空いた公共施設の有効的な利活用を図るため、調査・検討を行い、町の活性化につなげる。	町	
		シティプロモーション事業 　地域の魅力を発信し、町の知名度を高める。 事業効果 　地域の魅力などをマーケティングし、ブランディングすることにより地域の価値を高め、民間団体と交流・連携を図り、ＰＲ動画などを用いて情報発信していくことで、町の知名度を高め、関係人口及びインバウンドも含めた交流人口の増加など、新たな町への流れを作る。	町	
		基金積立事業 　基金の積立て 事業効果 　過疎地域の諸課題に取り組むためのソフト事業を実施するため、過疎地域自立促進特別事業基金に積立てを行う。	町	